

みやざき行財政改革プラン

平成23年6月
宮崎県

目 次

(ページ)

第1	行財政改革の基本的な考え方	
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本県を取り巻く状況	3
3	新たな行財政改革の取組	7
	(1) 基本理念	7
	(2) 改革の視点	7
4	行財政改革の推進期間	7
5	行財政改革の推進体制	8
6	行財政改革の進捗状況等の公表	8
第2	改革プログラム	
1	効果的・効率的な行政基盤の確立	9
	(1) 効率的で質の高い行政基盤の整備	9
	(2) 公正で透明性の高い県政運営	21
	(3) 適正で成果重視の県政運営	25
	(4) 市町村との連携	32
2	県民目線による行政サービスの提供	33
	(1) 県民への情報発信、県民ニーズの 的確な把握と県政への反映	33
	(2) 県民等との連携・協働	36
	(3) 県民サービス・利便性の向上	41
3	持続可能な財政基盤の確立	45
	～第三期財政改革推進計画に基づく新たな財政改革の取組～	
	(1) 基本的な考え方	45
	(2) 見直し目標額	45
	(3) 計画期間	46
	(4) 具体的な取組	46
	(5) 計画推進のための取組	52
	(6) 見直し目標額の内訳(再掲)	53
	(7) 見直しを行った場合の財政関係2基金残高見込額等	53
	(8) 歳入確保、歳出見直しに関する具体的な取組例	54
参考資料		58
	本県財政の現状等	
	数値目標の解説	
	みやざき行財政改革プランの策定経過	
	宮崎県行財政改革推進本部設置要綱等	

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本県においては「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできました。

また、平成16年度からは「宮崎県財政改革推進計画（第一期）」に基づき様々な財政改革を推進してきたところであり、平成19年6月に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」では財政改革推進計画を取り込み、総職員数の1,000人純減、公の施設への指定管理者制度導入などのアウトソーシングの推進や公社等改革、そして財政収支不足額の圧縮などの行財政改革に取り組んできました。

【参考】宮崎県行財政改革大綱^{に一まるまるな}2007に基づく主な改革の取組（平成19年度～22年度）

区分	主な改革の取組実績
意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の服務規律及び綱紀保持等の一層の徹底を図るため、平成19年6月に「宮崎県職員倫理規程」を制定 平成20年3月にコンプライアンス推進委員会を設置し、全庁的な推進体制を整備 平成21年度に、準公金管理の一層の徹底を図るため、全庁的な点検及び管理方法の見直しを行い、平成22年度に「宮崎県準公金等取扱規程」を制定 ○ 前例や先入観等にとらわれずに、職員から政策提案やアイデアを掘り起こす職員提案制度「提案・かえるのたまご」を実施 優秀提案の表彰を行うとともに具体化を促進、また、事務改善事例集を作成し全庁的に周知 ・提案件数 4年間で472件（うち22年度 72件） ○ 柔軟な発想と明確なコスト意識を持って、新たな行政需要等に迅速・的確に対応できる人材を育成するため、職場研修及び職場外研修等を実施 また、庁内公募による省庁等派遣研修、九州各県や県内市町村との人事交流を実施したほか、平成21年度から中山間地域へ職員を派遣 ・省庁等への派遣研修 4年間で延べ80名（うち23年度 20名） ・中山間地域への派遣 平成21～22年度 西米良村、諸塚村、日之影町 平成23年度 椎葉村、五ヶ瀬町（各町村1名）
経営改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度に、次のような大幅な組織改正を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民起点の政策立案や総合的な政策推進を図るとともに、県民協働を推進し、質の高い県民生活の実現を図る「県民政策部」を新設（知事部局において、34年ぶりに8部から7部体制へ） ・ 新みやざき創造戦略の機動的な推進体制として「こども政策局」、「企業立地推進局」、「観光交流推進局」を新設 ・ 出先機関については、県税・総務事務所の設置（7事務所）、福祉こどもセンターの設置（3事務所）、地域農業改良普及センターを農林振興局・西臼杵支庁に内部組織化（7事務所） *知事部局の組織数 平成17年4月：164組織 → 平成23年4月：141組織（23組織減） ○ 知事部局をはじめ教育委員会など全ての部門の総職員数について、1,000人の目標に対し、1,133人を純減（平成23年4月1日時点（平成17年度対比）） *総職員数 平成17年4月：18,652人→平成23年4月：17,519人（1,133人純減） ○ 新みやざき創造戦略についての政策評価や、環境森林部、農政水産部及び県土整備部の事業を対象とした公共事業評価を実施

	<p>また、会計事務に係る職員研修の拡充や実地指導検査の強化、物品調達に係る内部チェック機能の強化等を推進</p>
3 協働改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県民総力戦による県づくり」を推進するため、県民からの様々な意見や要望等を受け付ける「県民の声」、知事と県民の公開討論会「県民フォーラム」等を実施 <ul style="list-style-type: none"> また、「NPOとの協働指針」に基づき、県とNPOとの協働事業を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の声 4年間で17,848件（うち22年度 4,287件） ・県民フォーラム 4年間で 28回（うち22年度 8回） ・県民ブレーン座談会 4年間で 32回（うち22年度 1回） ・出前講座 4年間で 150回（うち22年度 30回） ・NPOとの協働事業数 4年間で 325事業（うち22年度 96事業） ○ 県が実施するよりも民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、指定管理者制度やPFI手法等を活用したアウトソーシングを推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入施設数 計80施設（うち14施設は22年度から導入） ○ 県出資公社等を取り巻く環境の急速な変化に的確に対応するとともに、県と公社等との関係の一層の透明化を図るため、宮崎県公社等改革指針に基づき、公社等のあり方の見直しや経営の効率化・自立化を促進 <ul style="list-style-type: none"> また、対象法人の見直しを行った上で、平成22年2月に「新宮崎県公社等改革指針」を策定（改革推進期間：平成22～24年度） <ul style="list-style-type: none"> ・公社等の数 平成19年度当初 50法人 → 平成23年度当初 46法人（4法人減） ・公社等への県財政支出額 平成19年度当初 119億円 → 平成23年度当初 92億円（27億円減） ・公社等への県職員派遣人数 平成19年度当初 106名 → 平成23年度当初 67名（39名減） ○ 地方分権の進展を踏まえ、市町村で行う方が住民サービス・利便性の向上や、事務処理の迅速化が図られると判断される事務について、市町村への権限移譲を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・移譲済み事務数 4年間で1,092事務
4 入札改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札・契約制度の適正な運用を図るため、「宮崎県公共工事入札適正化委員会」の機能を強化し、名称を「宮崎県入札・契約監視委員会」に改めるとともに、その所管を県土整備部（発注部局）から総務部へ移管 ○ 平成19年7月から、県発注の公共工事及びこれに伴う業務委託について、電子入札を全面導入 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月から、予定価格250万円以上の公共工事について、原則として条件付一般競争入札に移行 平成20年8月から、建設コンサルタント業務、建築設計業務及び地質調査業務について、条件付一般競争入札を試行 ○ 建設工事について、価格と品質を総合的に判断する総合評価落札方式による発注の拡大を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数（公共三部） 4年間で2,569件（うち22年度 966件）
5 財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度2月補正後の財政関係2基金の残高は、第二期計画実施後の見込額（172億円、特定目的基金を含む財政課所管4基金では198億円）を上回り、平成23年度以降の予算編成が困難となる危機的状況を回避 <ul style="list-style-type: none"> ・財政関係2基金の残高は、第二期計画の見込みに対して382億円（特定目的基金を含む財政課所管4基金では、432億円）増加 ・公債費と社会保障関係費に必要な一般財源が約120億円増加する中、人件費や投資的経費の削減、一般行政経費の徹底した節約により、積立金を除き一般財源約20億円の増加に抑制 ・県税収入が約223億円（全額一般財源）減少する中、特定目的基金からの繰入金や、臨時財政対策債の大幅な発行増等により財源確保を図り、財政調整のための基金の取崩しを約62億円（全額一般財源）削減 ○ 投資的経費の縮減・重点化を進め、特例的な県債（臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等）を除く県債残高を大幅に削減 <ul style="list-style-type: none"> ・特例的な県債を除く県債残高 約1,012億円削減

2 本県を取り巻く状況

国と地方の財政は、長引く景気低迷により、国と地方の税収が伸び悩む中、高齢化等に伴う社会保障関係費の大幅な増大など支出要因は増加の一途をたどり、収支が大幅に悪化していることに加えて、経済対策の実施や毎年度の収支不足を補うために発行した国債や地方債の残高も増大し続けており、極めて厳しい状況となっています。

さらに東日本大震災の発生は、今後の国と地方の経済・財政に甚大な影響を与えるものと考えられます。

本県の財政においては、収支不足を補ってきた財政関係2基金も減少してきており、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火に伴う対策の実施といった特殊要因も生じていることから、今後、財政健全化に向けた対策を講じなければ、多額の収支不足によって財政再生団体に陥る恐れがあります。(資料1)。

また、今後、本格的な少子高齢化、人口減少時代(資料2)を迎えようとしています。科学技術の進展やグローバル化による社会経済情勢の変化はめまぐるしく、県民が求める行政サービスもますます多様化、高度化しています。

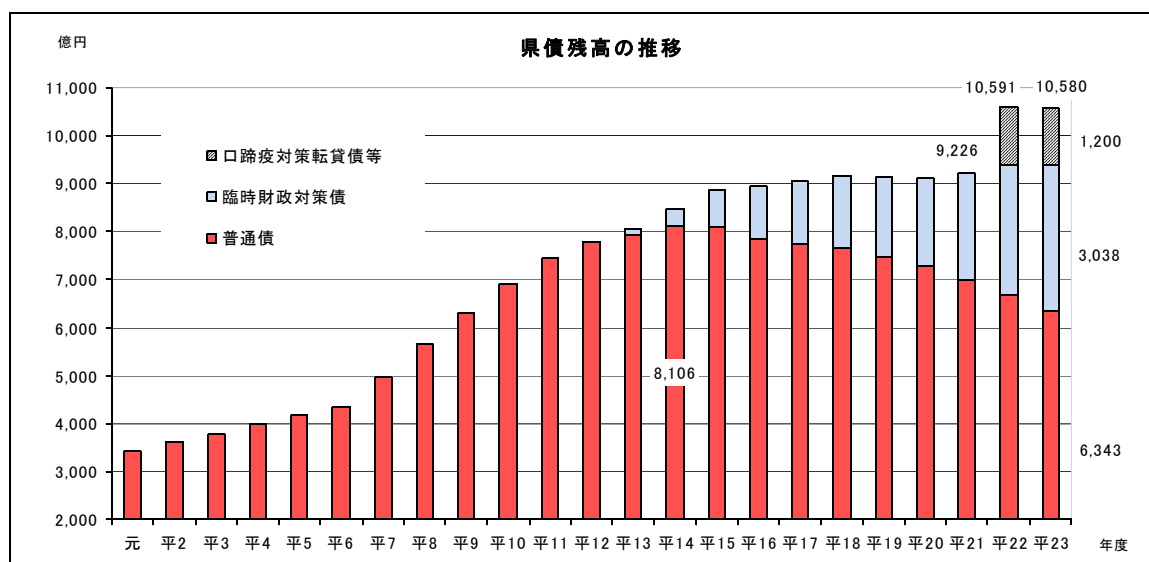
さらに、地方分権の確立に向けて、国による義務付け、枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、広域連携などの議論が活発に行われており、国、県、市町村のあり方や役割が問われています。

このような中、本県では「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」(資料3)を平成23年度からスタートさせており、総合計画の基本目標である「未来を築く新しい『ゆたかさ』」を実現するための施策・事業を着実に推進していく必要があります。

このため、限られた人員と財源を最大限に生かし、職員の意識改革を図りながら、「県庁総力戦」で県民本位の行財政改革を推進していきます。

資料1 本県の財政状況

① 県債残高の推移



※ 口蹄疫対策転貸債等：口蹄疫復興対策を実施する財団法人が、その運用益で事業を実施できるよう、元本として貸し付けた県債。5年間の運用後に財団法人から全額が返済され、償還金に充てられる。

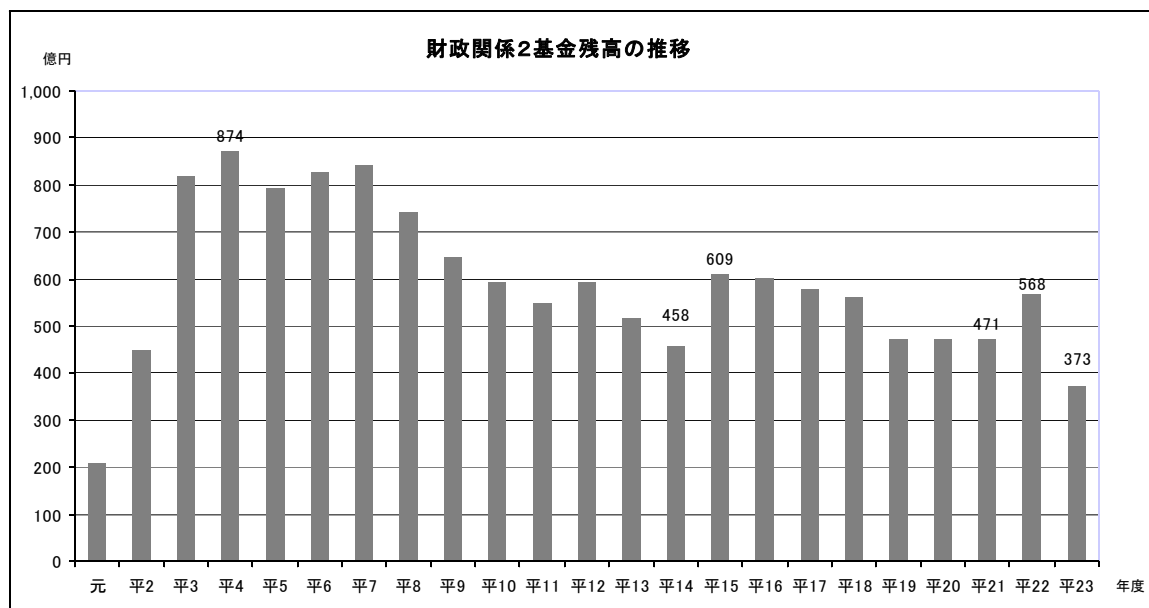
※ 臨時財政対策債：地方交付税の代替財源として措置される県債。償還金の全額が後年度交付税措置される。

※ 普通債：特例的な県債（臨時財政対策債等）を除く県債

※ 平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

※ 端数処理の関係から、合計額が一致しない場合がある。

②基金残高の推移



※ 財政関係2基金：財政調整積立金、県債管理基金
 ※ 平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

③中期財政見通し（財政健全化に向けた対策を講じない場合）

中期財政見通し(平成23年度～26年度)

(単位:億円、%)

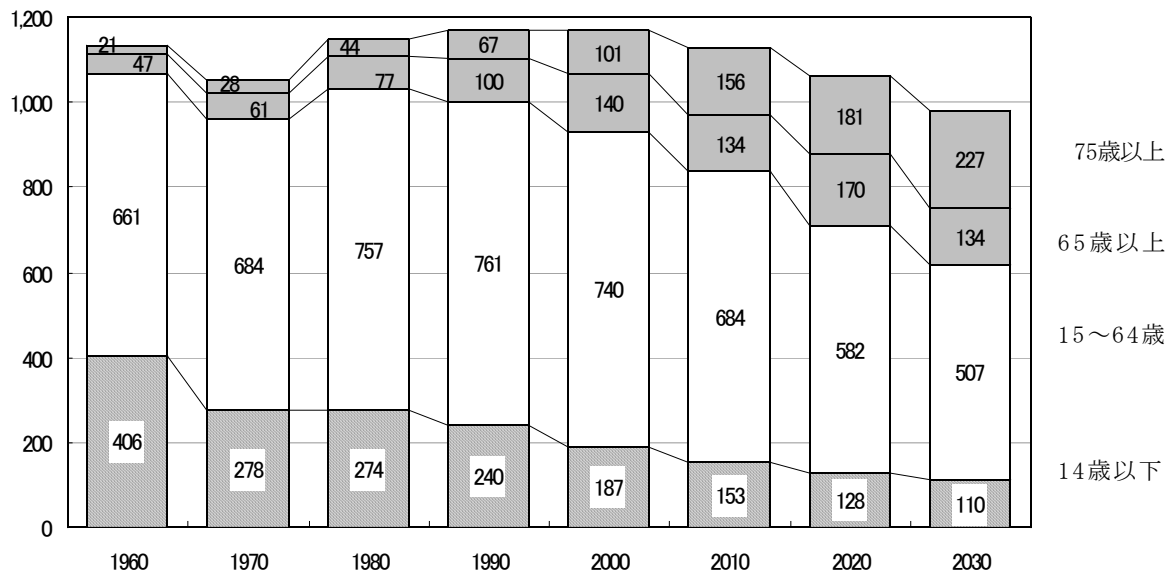
年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		増減		増減		増減		増減		増減
歳入	5,622	▲ 0.1	5,610	▲ 0.2	5,432	▲ 3.2	5,388	▲ 0.8	5,387	0.0
県税	780	▲ 10.9	780	0.0	828	6.2	826	▲ 0.2	824	▲ 0.2
地方交付税	1,748	3.5	1,829	4.6	1,776	▲ 2.9	1,778	0.1	1,781	0.2
その他	3,094	1.1	3,001	▲ 3.0	2,828	▲ 5.8	2,784	▲ 1.6	2,782	▲ 0.1
歳出	5,773	3.2	5,805	0.6	5,683	▲ 2.1	5,718	0.6	5,724	0.1
義務的経費	2,664	0.8	2,681	0.6	2,690	0.3	2,719	1.1	2,697	▲ 0.8
公債費	937	4.2	969	3.4	989	2.1	992	0.3	943	▲ 4.9
その他	1,727	▲ 1.0	1,712	▲ 0.9	1,701	▲ 0.6	1,727	1.5	1,754	1.6
投資的経費	1,191	▲ 0.7	1,187	▲ 0.3	1,135	▲ 4.4	1,114	▲ 1.9	1,117	0.3
一般行政経費	1,918	9.5	1,937	1.0	1,859	▲ 4.0	1,886	1.5	1,910	1.3
収支不足額	▲ 151		▲ 195		▲ 251		▲ 330		▲ 337	
当初予算編成後 基金残高見込額	321		373		165		▲ 80		▲ 332	

※ 平成23年度については、6月補正後の基金残高見込額

資料2 少子高齢化と人口減少の進展

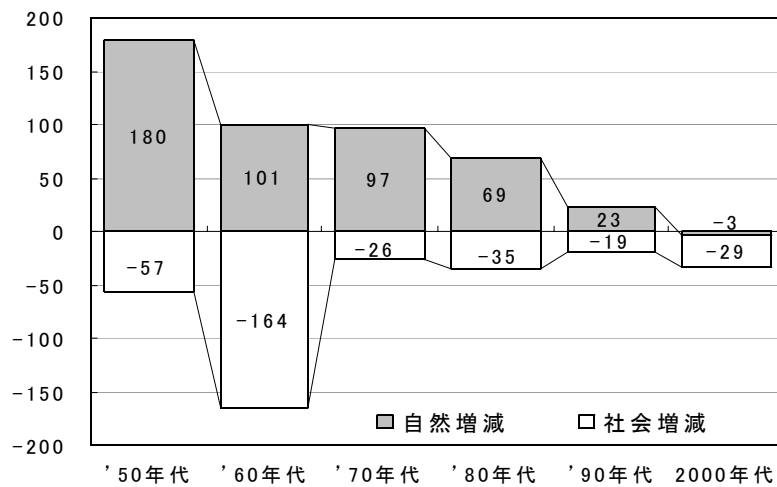
①本県の人口推移

(単位：千人)



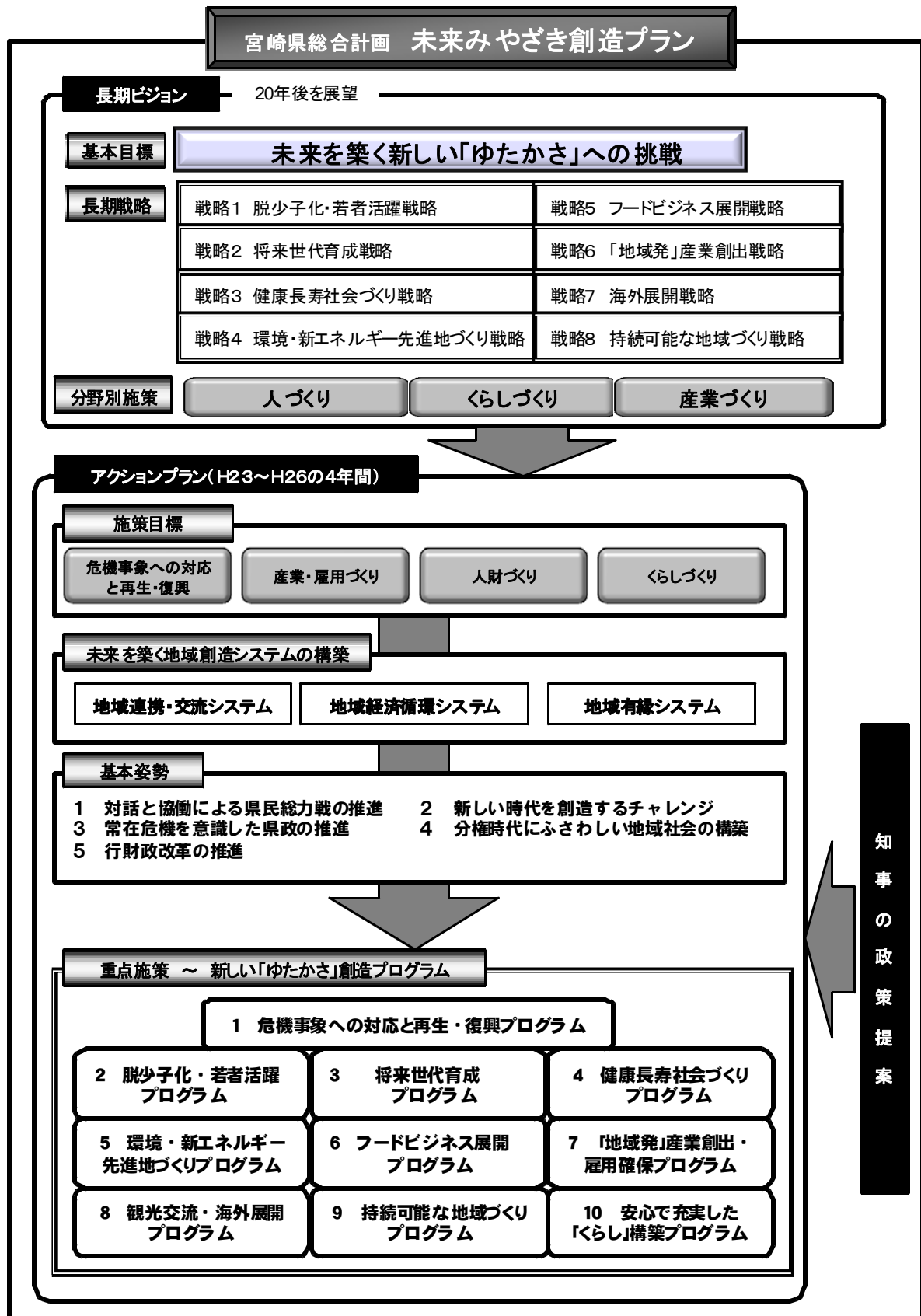
②本県の人口動態

(単位：千人)



◇ 本県の人口は、1990年代までは、自然増が社会減を上回ることにより保たれてきましたが、2000年代以降は、社会減に加えて自然減となっていますので、今後本県の人口減少が加速化することが見込まれます。

資料3 宮崎県総合計画（概念図）



3 新たな行財政改革の取組

(1) 基本理念

『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立

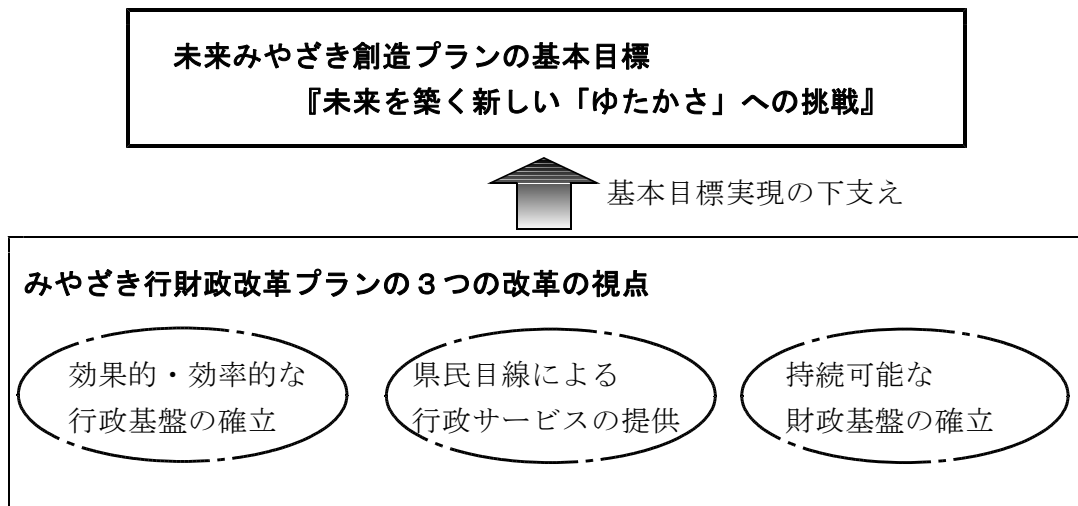
(2) 改革の視点

これまでの行財政改革の取組により、行政組織や職員などの「数・量」の削減、人件費や公共事業費などの「コスト」の削減については一定の成果をあげてきています。

しかしながら、口蹄疫対策などにより財政状況が一層厳しさを増す一方、県民の行政ニーズは多様化・高度化してきており、従来型の行政主体の公共サービスを維持していくことは質的にも量的にも困難となってきました。

このような中で、新たな県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』という基本目標のもと、県と市町村、県民や企業、民間団体などの多様な主体が連携・協働して、将来の豊かな県づくりを進めていくこととしています。

この「みやざき行財政改革プラン」では、県総合計画の基本目標の実現を下支えするため、3つの視点から県民本位の行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤の確立を図っていきます。



4 行財政改革の推進期間

本プランに基づく行財政改革の推進期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

5 行財政改革の推進体制

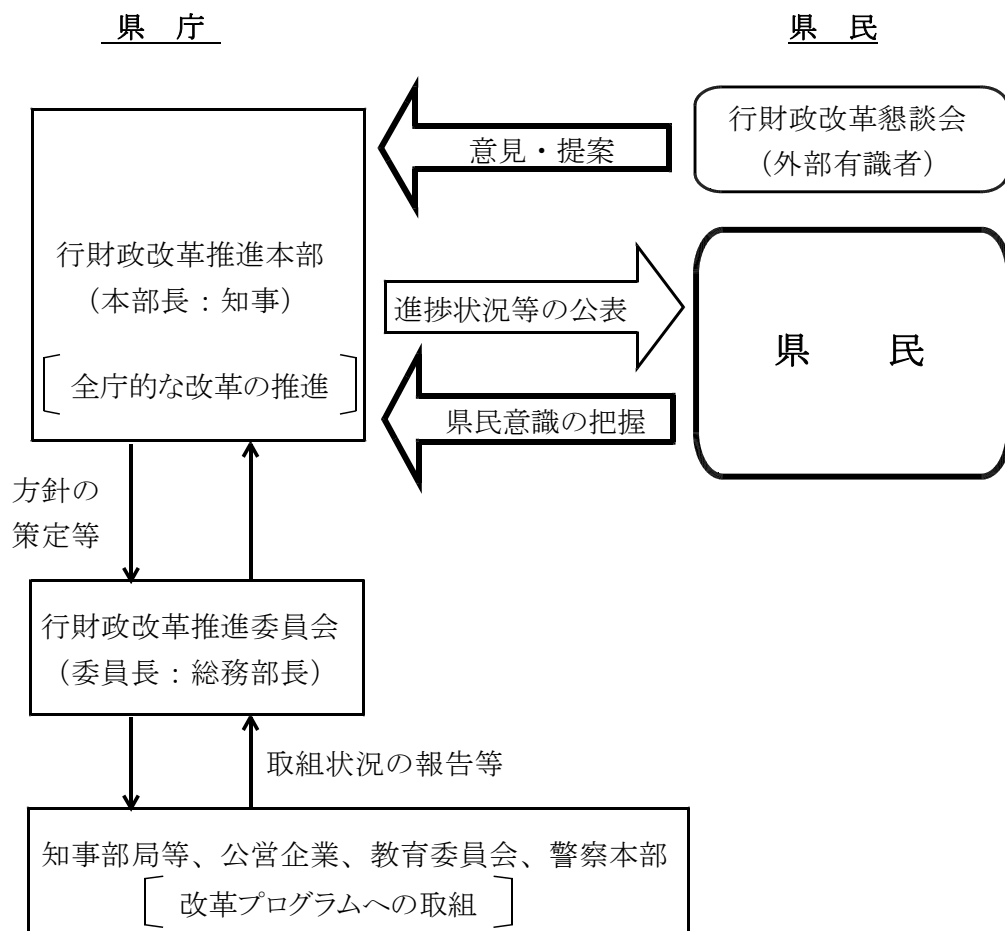
行財政改革の推進に当たっては、県民の理解と協力が不可欠であり、また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。そこで、具体的な取組について改革の工程表を示すとともに、可能な限り数値目標を設定し、着実な推進を図っていきます。

このため、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理に努めるとともに、外部有識者で構成される「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとします。

6 行財政改革の進捗状況等の公表

行財政改革の進捗状況等については、県民にわかりやすい形となるように努め、毎年度、公表します。

【行財政改革の推進体制等】



第2 改革プログラム

1 効果的・効率的な行政基盤の確立

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した県政運営を行っていくため、時代の変化を踏まえた組織体制の見直しや定員・給与の適正管理に取り組むとともに、組織を支える職員一人ひとりの意識や能力の向上等に努めます。

また、事務処理におけるムダの削減などによる行政コストの徹底的な縮減や、県と市町村との役割分担の一層の明確化を進めることにより、効果的で効率的な行政基盤の確立を図ります。

(1) 効率的で質の高い行政基盤の整備

① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し

(実施方針)

長引く不況や、本県産業に甚大な被害をもたらした口蹄疫の発生等により、本県の景気・雇用情勢は極めて深刻な状況が続いています。それに伴い、本県の財政状況もより一層の悪化が懸念されており、本県行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

このような中、多様化・高度化する県民の行政需要に迅速・的確に対応し、真に豊かな宮崎県を目指して「県総合計画」の推進を図り、効果的・効率的な施策展開による県政運営を進めるため、常に行政経営の意識を持ちながら、組織の簡素効率化と少数精鋭による組織運営に努め、スクラップ・アンド・ビルドを基本として組織の不断の見直しを行っていきます。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳火山災害、更には東日本大震災の発生等を踏まえ、様々な危機事象に迅速・的確に対応するため、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、口蹄疫からの再生・復興に向けて必要な組織体制を構築します。

さらに、地方分権の進展に伴い、県及び市町村がそれぞれ担うこととなる事務・権限に的確に対応するための環境整備を市町村の意向も踏まえながら進めるとともに、社会経済情勢の変化や国の出先機関改革等に伴い、従来の県の枠組みを越えた広域的な行政課題にも対応していく必要があることから、県においても抜本的な見直しを含めた組織体制のあり方を検討していきます。

(目指す組織の姿)

- 本庁では政策の立案や推進など、全県的視野に立った業務を行うとともに、新たな行政課題や様々な危機事象にも迅速かつ円滑に対応できる組織体制となることを目指します。
- 出先機関では、現地・現場性の高いものや住民サービスの向上につながる業務を担うとともに、地域の中核となる機関については、市町村と連携して地域振興や危機管理にも対処できる拠点となることを目指します。

(見直しの視点)

- ア 今後の行政需要に対応した組織体制の整備
地方分権の進展や人口減少・少子高齢社会の到来、国際化や情報化の流れ等を踏まえ、新たな行政需要や政策課題に的確に対応した施策の展開が効果的かつ効率的に行えるよう、組織体制の整備に取り組みます。
- イ スクラップ・アンド・ビルドの徹底
市町村合併の進展や社会経済情勢の変化に伴い、行政需要や県の役割が相対的に低下しているものについては、簡素合理化を推進します。また、新たな行政需要に対応するための組織の新設・増設にあたっては、組織の肥大化を抑制し、定員増をもたらさないよう、スクラップ・アンド・ビルドを基本として対応します。
- ウ 県民との協働、アウトソーシングの推進
県と民間との適切な役割分担のもと、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図る観点から、県民との協働やアウトソーシングの推進による組織の効率化、スリム化を図ります。
- エ 関連、類似業務の集中化、部局横断的課題への対応
関連、類似する業務を同一組織で一元的かつ総合的に実施することが可能なものについては集中化を進めるとともに、部局横断的な行政課題に対応できる組織体制の整備を図ります。

スクラップ・アンド・ビルドとは、老朽化・陳腐化した設備を廃棄して、能率のよい新しい設備に置き換えるという意味で、行政においては、組織の新設にあたっては同等の組織の廃止を条件とする方法のことです。

アウトソーシングとは、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、民間など外部の有する資源を県の行政運営に積極的に活用することです。民営化、市町村への権限移譲、民間委託等幅広く定義する場合があります。

(実施計画)**【知事部局】**

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県総合計画を推進するための組織体制の見直し ・安全、安心を確保するための体制整備 ・地域における医療、福祉を確保するための体制整備 ・産業振興、雇用促進を図るための体制整備 等	検討・実施			
2 危機管理体制の充実・強化を図るための組織体制の見直し ・危機事象発生時における危機管理局の権限の強化 ・マニュアル見直し、全庁訓練のための体制強化 ・危機事象所管課と危機管理局との連携強化	検討・実施	随時見直し		
3 口蹄疫からの再生・復興に向けた組織体制の構築 ・再生、復興対策の推進体制の整備 ・家畜防疫体制の強化	検討・実施	随時見直し		
4 社会経済情勢の変化や地方分権の流れ等に対応した組織体制の見直し ・本庁及び出先機関の組織体制の見直し ・県と市町村の役割分担の整理 ・市町村への権限移譲推進体制の強化 ・行政単位の広域化や事務の共同化の検討 ・九州各県との広域的な連携体制の検討	検討・実施			

【公営企業】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 企業局が、健全な経営を維持しながら社会の新たなニーズや経営環境の変化に迅速・的確に対応するための組織体制の見直し	検討・実施			
2 県立病院が、今後とも高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため、「宮崎県病院事業中期経営計画」（平成23年2月策定）に基づき、経営改革を推進 (1) 中期経営計画の推進 （平成26年度以降は、25年度までの実績を踏まえ、新たな中期経営計画に基づき実施。） (2) 経営形態の見直しの検討	実施			
			検討	

【教育委員会】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 社会情勢の変化や県民ニーズの多様化を踏まえた、教育委員会の組織体制の見直し	検討・実施			

② 危機管理能力の強化

（実施方針）

県では、「宮崎県危機管理指針」（平成16年12月制定）において、感染症や家畜伝染病など様々な危機事象に迅速・的確に対応し、被害を最小限にとどめるための基本的な枠組を定め、県民の安全・安心の確保に努めています。

今後は、本県に甚大な被害をもたらした口蹄疫等の災害、更には東日本大震災の発生を教訓とし、日頃から、指針に基づく危機管理研修・訓練等を充実・強化し、職員及び組織の危機管理意識・能力の強化を図るとともに、危機事象に係るマニュアルの見直し・充実に努めます。

また、県では、県民生活に密着した行政サービスなど、継続の必要性が特に高い業務について、様々な危機事象下においても継続できるよう業務継続計画（BCP）の検討・整備を行い、あわせて、企業等における業務継続計画の整備に向けた啓発等を行います。

業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）とは、緊急事態等発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、できるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のことです。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 危機管理意識・能力の向上 ・研修及び訓練等の充実、強化	毎年度			
2 各課所管の危機事象に係るマニュアルの見直し、 充実	毎年度			
3 業務継続計画の検討、整備 ・県の業務継続計画の検討、整備 ・講演会、出前講座等による企業等への啓発等	検討・整備			

③ 適正な定員管理

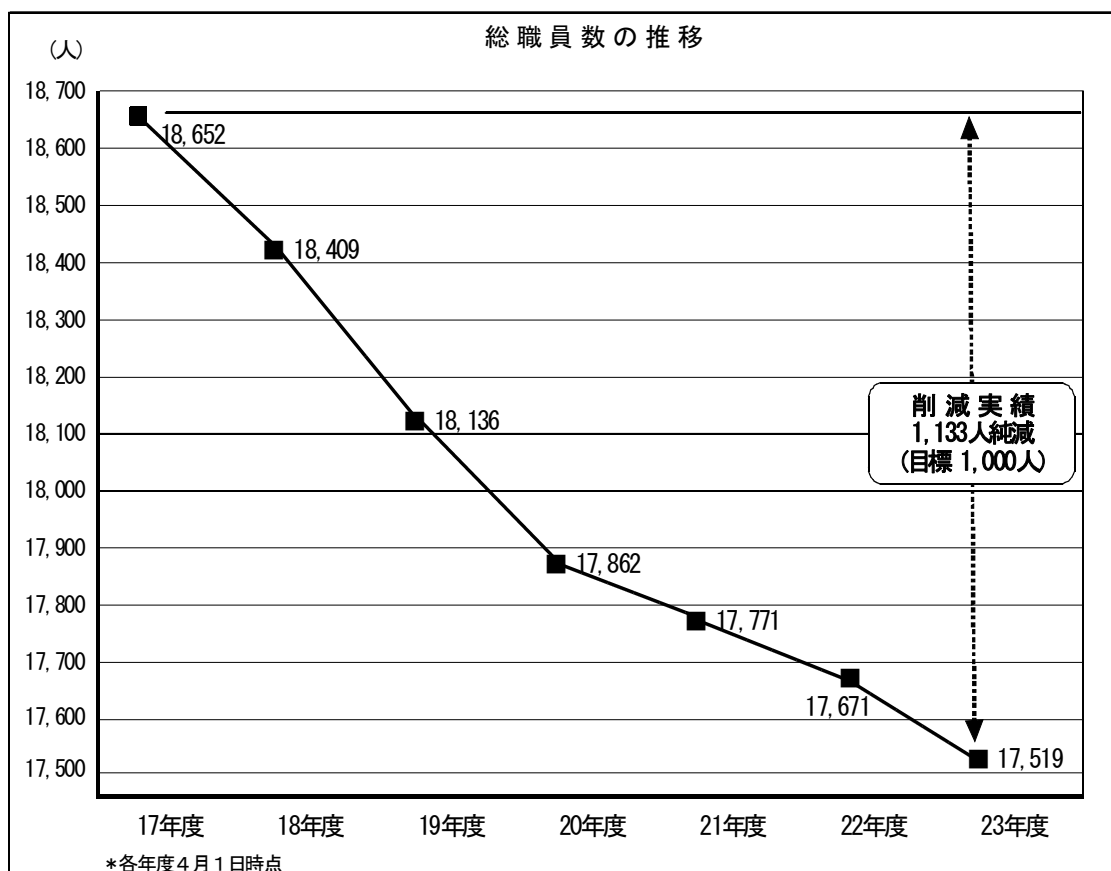
(実施方針)

本県では、これまでに事務事業の見直しや業務のアウトソーシングを推進するとともに、知事部局において本庁8部体制を7部体制に再編したほか、出先機関を含めた組織の統廃合を進め、その数を平成23年度当初までに平成17年度当初比で1割程度削減するなどスリム化に努めてきました。その結果、総職員数については、平成23年度当初までに平成17年度当初比で1,000人の純減目標を上回る1,133人の純減を達成したところです（下図参照）。

今後も、厳しさを増す財政状況の中で職員数削減に取り組んでいく必要がありますが、一方では、県民サービスの水準を維持し、社会経済情勢の変化や様々な危機事象に的確に対応することも重要です。したがって、新たな行政需要等に対する増員については、削減分の一部をもってこれに充てるスクラップ・アンド・ビルドを基本にするなど、総職員数の削減を図りながら、引き続き適正な定員管理に努めていきます。

なお、教育委員会及び県警本部については公立学校教職員や警察官の定員の基準等が法令で定められており、今後変動が見込まれること、また、企業局や病院局については公営企業経営の観点から収益を確保するための柔軟な人員配置が必要であることから具体的な数値目標の設定が困難であるため、数値目標は知事部局等（人事委員会事務局、監査事務局等を含む。）についてのみ設定し、その達成に向けて取り組んでいきます。

また、国の出先機関改革など地方分権や道州制を巡って議論が活発に行われていることから、これらの状況にも留意しつつ、適正な定員管理に努めていきます。



(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 適正な定員管理の実施 ・総職員数の削減及び新たな行政需要等への弾力的な対応	毎年度			→
2 職員数の公表 ・「宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき毎年度公表	毎年度			→

(数値目標)

項目	目標値							備考
	H17	現況値(H22)	H23	H24	H25	H26	H27	
知事部局等(人)	4,231	3,911	3,856				約3,800	知事部局等の職員数をH17対比で1割程度削減
H17.4.1との対比	—	▲320	▲375	—	—	—	▲430	

- ・各年度4月1日時点
- ・推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は平成27年度としています。
- ・知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局等を含みます。
- ・数値目標を設定していない企業局、病院局、教育委員会、警察本部の各部門においても適正な定員管理に努めます。
- ・職員数削減については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成17年4月1日を起点として取り組んでおり、今後も継続性をもって改革に取り組むため、平成17年度との対比で数値目標を設定しています。

(参考) これまでの総職員数純減の取組状況

(各年度4月1日現在) (単位:人)

区分	H17(A)	H18	H19	H20	H21	H22	H23実績(B)	H23目標(C)	増減数(B)-(A)	対目標(B)-(C)
知事部局等	4,231	4,210	4,097	3,996	3,939	3,911	3,856	3,931	▲375	▲75
公営企業	1,570	1,447	1,437	1,412	1,394	1,405	1,422	1,434	▲148	▲12
企業局	137	120	120	117	115	116	115	120	▲22	▲5
病院局	1,433	1,327	1,317	1,295	1,279	1,289	1,307	1,314	▲126	▲7
教育委員会	10,570	10,468	10,310	10,169	10,140	10,073	9,945	9,996	▲625	▲51
公立学校教職員	10,121	10,025	9,869	9,728	9,697	9,649	9,529	9,577	▲592	▲48
事務局	449	443	441	441	443	424	416	419	▲33	▲3
警察本部	2,281	2,284	2,292	2,285	2,298	2,282	2,296	2,291	15	5
警察官	1,964	1,969	1,978	1,973	1,988	1,981	1,989	1,984	25	5
事務職員等	317	315	314	312	310	301	307	307	▲10	0
計	18,652	18,409	18,136	17,862	17,771	17,671	17,519	17,652	▲1,133	▲133
H17との対比	0	▲243	▲516	▲790	▲881	▲981	▲1,133	▲1,000		

④ 適正な給与管理

(実施方針)

職員の給与については、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な管理に努めるとともに、本県の厳しい財政事情や社会情勢の変化等も踏まえて適切な見直しを行います。

また、執行機関の委員の月額報酬について、全国知事会の報告や委員の勤務の実態等を踏まえながら、勤務日数を反映した報酬のあり方を検討し、必要な見直しを行います。

さらに、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、毎年度、職員の給与等について公表します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 人事委員会勧告及び国等との均衡を考慮した適正な給与管理	毎年度			
2 執行機関の委員の報酬の見直し	検討・実施			
3 「宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づく給与等についての公表	毎年度			

【近年の給与等縮減の取組】

- 特別職の給料の減額
 - ・知事20%、副知事10%、その他常勤特別職5%
 - ・執行機関の委員等非常勤特別職5%
- 管理職手当の10%減額
- 給与構造改革に伴う給与制度の改正（給料表を約4.8%引き下げ）
- 現業職の給与水準引き下げ
- 退職手当の引き下げ
- 全職員についての昇給の1号抑制（平成19年4月～平成22年3月）
- その他手当の見直し
 - 〔特殊勤務手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当 など〕
- 旅費の見直し

⑤ 意欲と能力に満ちた人材の育成と活用

(実施方針)

社会経済情勢の変化や地方分権が進展する中で、必要な行財政改革を推進しつつ、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに的確に对应していくためには、限られた人員や組織体制の下、優れた資質を有する意欲的な人材を確保・育成し、その能力を最大限に活用していく必要があります。

このため、職員の意識改革や職員研修の充実を図るとともに、人材の育成と活用を基軸に据えた人事管理を推進します。

ア 職員研修の充実

「自己啓発支援」、「職場研修」及び「職場外研修」を三本柱に、県民ニーズに的確に対応していくための職員の意識の啓発・向上や自律的な能力向上を支援します。

○ 自己啓発支援

能力向上の基本である自己啓発活動に対する支援や自己啓発に取り組みやすい環境づくりを推進します。

○ 職場研修

上司・部下の双方が指導・育成と自律的な能力開発の重要性を理解し、効果的な職場研修を行うとともに、研修に取り組みやすい職場環境づくりを推進します。

○ 職場外研修

知識・技術の習得や多様な職場の人々との交流による相互啓発、人間関係の構築等を図るため、自治学院における研修や国、他県、市町村、民間企業等への派遣研修を実施するとともに、職場外研修に対する意欲を喚起します。

イ 自学を促し、人的資源価値を高める人事管理

職員自らによる能力開発や自律的なキャリア開発の促進、公正で適正な評価など、組織の最大の財産である「人材」の質を高めるための人事マネジメントを推進します。

また、外部からの多様な人材の確保や女性職員の能力開発・活用に努めます。

(実施計画)

ア 職員研修の充実

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 自己啓発支援制度の充実	検討・実施			→
2 自発的で庁内外横断的な政策研究活動に対する支援	検討・実施			→
3 庁内公募による長期派遣研修参加者の募集	毎年度			→
4 能力開発段階に応じた、人材育成やキャリアデザイン研修の充実	随時			→
5 「職場研修マニュアル」に基づく職場研修の実施	随時			→

6 新規採用職員指導者研修の実施、新規採用職員指導者（メンター）制度の導入	検討・実施			
7 研修内容の充実・見直し ・研修内容の利活用促進 ・研修受講者の研修効果測定 ・派遣研修の随時見直し	随時			
8 研修機関と人事管理との連携強化	随時			

イ 自学を促し、人的資源価値を高める人事管理

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 目標設定制度の充実	検討・実施			
2 公正で透明性の高い人事評価の実施	検討・実施			
3 能力向上が必要な職員に対する能力向上支援プログラムの実施	随時			
4 職種間交流や国、他県、県内市町村、民間、大学等との人事交流を取り入れた庁内公募、庁内FA制の実施	毎年度			
5 キャリア段階に応じ、幅広い見識や専門的能力を有する人材等を育成するためのジョブローテーションの実施や異動サイクルの見直し	検討・実施			
6 専門性の高い職員の育成等による複線的人事管理の推進	検討・実施			
7 希望降任制の導入検討・実施	検討・実施			
8 行政ニーズに応じた任期付や中途採用等多様な人材確保策の検討・実施	検討・実施			
9 女性職員の能力開発と登用につながるジョブローテーションの実施	毎年度			
10 ワークライフバランスを推進するための職場環境の整備	随時			

*キャリアデザイン：自分の職業生活を自らの手で長期的に描くこと。

*ジョブローテーション：職務経験を通じた人材育成を図るための計画的人事異動。

*ワークライフバランス：仕事と生活の調和。

*庁内公募制：特定のポストについて職員から希望をとり、申出のあった職員の中から審査選考の上、当該ポストに配置すること。

* 庁内F A（フリーエージェント）制：人事異動希望通告制度。職位や在籍年数など一定の要件を満たした職員が、人事異動を希望する所属の所属長あてに直接通告（申し込み）を行う仕組み。

* 希望降任制：健康上の理由など本人の希望を踏まえ職位の降任を行う制度で、現在は主に公立学校において実施されている。

（数値目標）

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
男性職員の育児休業等取得率（％）	33.3	61.5				75
職員1人当たりの年次休暇 取得日数（日）	11.1	—				13.4

⑥ 風通しの良い職場環境の醸成と職員の健康管理

（実施方針）

様々な課題に柔軟に、かつ、スピード感を持って対応するため、役職や職場の壁を取り払い、所属や職員間で活発かつ自由に意見交換ができる風通しの良い職場環境づくりを進めます。

また、行政運営の基盤のひとつである職員の心と体の健康管理を図るため、定期健康診断や人間ドックなどの健診に加え、心の健康に関する研修・相談、職場への復帰支援といったメンタルヘルス対策にも努めます。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 活発かつ自由に意見交換ができる職場環境づくりの推進 ・ 庁議等庁内会議の活性化 ・ 知事と部局長とのフリートーキングの実施 ・ 部局長メッセージの発信を含めた部局内の意見交換の活性化 ・ 各所属での始業時等のミーティングの実施 ・ 役職や職場の壁を取り払ったオフサイトミーティングの実施 ・ グループウェア（電子会議室等）を活用した意見交換の実施 等	随時実施			
2 職員の健康管理 ・ 定期健康診断等の実施 ・ メンタルヘルス対策の実施	随時実施			

オフサイトミーティングとは、会議において職員から柔軟な発想や斬新な意見を引き出すため、県庁舎や日常の業務から離れた環境で会議を行うことです。

グループウェア（Groupware）とは、電子掲示板などによる情報の共有や、電子メール・電子会議室などによる情報の交換・コミュニケーションの活性化等により、効率的な業務遂行を支援する共通基盤システムのことです。

⑦ 職員提案「提案・かえるのたまご」の実施

(実施方針)

行財政改革を持続的に推進するためには、前例や先入観、従来の枠組みにとらわれず、新しい発想や手法によって県政の各種課題に率先して挑戦する意欲と姿勢を持つことが重要です。

このため、職員一人ひとりに、改革の担い手として県庁を”かえる(変える)”という意識を醸成するとともに、県政運営に関する職員のアイデア(たまご)を幅広く引き出すため、職員提案制度を推進します。

(実施計画)

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	H23	H24	H25	H26
1 職員提案制度の推進 ・職員提案制度の推進及び提案実現のためのフォロー	毎年度			

⑧ 事務処理のムダ削減

(実施方針)

職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭に置きながら、必要性が低下した事務処理の廃止等に取り組むとともに、様々な分野において経費節約に努めることにより、事務処理における「ムダ」を徹底的に取り除きます。

(実施計画)

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	H23	H24	H25	H26
1 事務処理の廃止、簡素・効率化 ・必要性が低下した事務処理の廃止 ・資料や挨拶文等の作成の見直し ・会議等の時間短縮、テレビ会議の活用 等	毎年度			
2 「経費節約の指針」に基づく経費節約の徹底	毎年度			

⑨ ICTを活用した業務改革の推進

(実施方針)

行政情報システムの共同利用や業務連携等を推進するとともに、グループウェア等を活用した業務改革を推進します。

ICTとは、Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称です。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 行政情報システムの共同利用や業務連携の推進	検討	実施		
2 グループウェア等を活用した業務改革	毎年度			

(2) 公正で透明性の高い県政運営

① 法令遵守(コンプライアンス)意識の徹底

(実施方針)

全庁的なコンプライアンス推進体制のもと、職員一人ひとりの法令遵守意識の徹底を図るため、自治学院における研修のほか、各所属のコンプライアンスリーダーによる職場研修や定期的な職場点検を実施します。

コンプライアンス (Compliance) とは、従うこと、応じることを意味する英語で、一般的には「法や社会のルールを遵守する。」という意味で使われています。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 自治学院研修及び職場研修の実施	毎年度			
2 定期的な職場点検の実施	毎年度			

② 公益通報制度の適正な運用

(実施方針)

公益通報制度については、職員が利用しやすくするため、弁護士が管理する外部窓口を継続するとともに、「宮崎県職員公益通報制度実施要綱」（平成18年4月制定）に基づき、遅滞なく通報に対応するなど、適正な運用を図ります。

また、各職場における研修やリーフレットの配布により、職員に対する制度の周知徹底を行います。

公益通報制度とは、職務上の法令違反等の行為について、内部通報を行った職員が不利益な取扱いを受けないよう保護するとともに、職員の法令遵守の確保を図るための制度で、平成18年4月1日から実施しています。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 公益通報制度の適正な運用と職員への周知徹底	毎年度			

③ 不当な働きかけ（口利き等）への対応

（実施方針）

「職務に関する不当な働きかけについての取扱要領」（平成19年4月制定）に基づき、「公正な職務の執行を損なうおそれのある”不当な働きかけ”を対象とする記録、公表制度を実施し、県行政全般における職務の公正性及び公平性の確保を図ります。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけの記録・公表	随時			

④ 退職者の再就職のあり方

（実施方針）

退職者の営利企業への再就職について、退職後3年間は県への営業活動等を行わないよう当該退職者及び再就職先に強く自粛を要請するとともに、退職時の職位が本庁課長級以上の者に係る再就職の状況について公表し、退職者の再就職に係る透明性の確保を図ります。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 退職後3年間の県への営業活動自粛要請	毎年度			
2 再就職状況の公表	毎年度			

⑤ 情報公開制度の適正な運用

(実施方針)

「宮崎県情報公開条例」に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の円滑かつ適正な運用に努めるとともに、県民にとって利用しやすい制度とするため、口頭による開示決定の通知を実施し、電子メール等による公文書の写しの交付について検討を行います。

また、条例において、県は情報提供の推進に努めることと規定されている趣旨を踏まえ、県が公表すべき情報や県民のニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 情報公開制度の適正な運用 ・職員研修の実施等	毎年度			
2 情報公開請求手続きの簡素化 (1) 口頭による開示決定通知の実施	随時			
(2) 電子メール等による公文書の写しの交付等	検討			実施
3 県政情報の公表・提供の推進 ・「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適正な運用	毎年度			

⑥ 個人情報保護制度の適正な運用

(実施方針)

個人情報保護の重要性に鑑み、全ての県の機関において、「宮崎県個人情報保護条例」に基づく個人情報保護制度を運用します。

また、「知事が保有する個人情報の適切な管理に関する指針」（平成20年3月制定）に基づき、保有個人情報の適切な管理に努めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 全ての県の機関における条例の運用	毎年度			
2 職員の意識啓発（各所属に出向いての出前研修の実施、グループウェア等を活用した情報提供）	毎年度			

⑦ 建設工事等における入札・契約制度の適正な運用・改善

(実施方針)

建設工事等の入札・契約については、職員一人ひとりが入札・契約綱紀保持マニュアルを遵守し、公正性、透明性、競争性の高い制度の適正な運用に努めるとともに、制度の検証を行いながら、社会・経済情勢の変化等に応じて、適時適切に必要な改善を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 建設工事等の入札・契約制度の適正な運用及び必要な改善	検討・実施			

⑧ 物品における入札・契約制度の適正な運用・改善

(実施方針)

物品の購入においては、平成20年度から一般競争入札（条件付）を導入し、公正性、透明性及び競争性の高い契約制度を実施していますが、大半を占める160万円以下の随意契約の対象案件においても更に取組を強化するため、また、簡素で効率的な事務処理を行うため電子調達システム（物品）の導入を行います。

なお、電子調達システム（物品）の導入に際しては、県内企業等への発注を原則とするとともに、地域要件等の設定や契約情報の公開等にも留意しながら検討を行います。

電子調達システム（物品）とは、物品調達業務における案件公開から開札、受注者決定までの一連のプロセスを、インターネットを介して行うことができるようにし、物品調達手続の一層の透明性・競争性を高めるとともに、受発注者双方の業務の効率化を支援するシステムのことであります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 電子調達システムの導入・運用	実施			
(1) 電子調達システムの開発				
(2) 電子調達システムの導入		段階的実施		

(3) 適正で成果重視の県政運営

① 政策評価の実施

(実施方針)

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に掲げる施策について、政策評価を実施し、毎年度、取組状況を検証するとともに、県民にわかりやすく公表します。

なお、評価に当たっては、県民意識調査の結果を数値目標等に活用し、その達成状況を判断するための参考とします。

また、検証結果を次年度以降の新たな施策・事業の構築に反映させるため、予算編成システムとの連動を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 政策評価の実施	毎年度			
2 「県民意識調査」の実施	毎年度			

② 公共事業評価の実施

(実施方針)

公共事業を取り巻く環境が大きく変化している中、社会資本の整備に当たっては、効果的・効率的な整備を図るとともに、透明性や説明責任を向上させることが求められています。

このため、公共事業の事前評価や再評価を引き続き実施するとともに、事業の実施後においてもその効果について客観的な評価を行うため、公共事業の事後評価を導入します。

- ・事前評価：事業を着手する前に事業の妥当性や優先順位などを評価
- ・再評価：事業着手後、一定期間を経過して継続中の事業などの評価
- ・事後評価：事業が完了した後に事業効果などを評価

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 公共事業事前評価の実施	随時			
2 公共事業再評価の実施	随時			
3 公共事業事後評価の試行及び導入	試行		導入	

③ 適正な会計事務の確保

(実施方針)

宮崎県財務規則等に則った適正な会計事務を確保するため、出納員や職員に対する支出・収入等の会計事務に関する研修及び出先機関に対する実地指導検査を実施します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 会計事務に関する職員研修及び出先機関に対する実地指導検査の実施	毎年度			

④ 適正な物品管理の確保

(実施方針)

適正な物品調達・管理事務を確保するため、物品管理者や物品担当職員に対する研修の充実や事務処理要領・マニュアル等の整備、出先機関に対する事務指導・検査を実施します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 物品管理に関する研修の充実及び事務処理要領等の整備、出先機関に対する事務指導・検査	毎年度			

⑤ 適正な準公金等の取扱いの徹底

(実施方針)

準公金等の会計事務の適正化及び事故防止を図るため、「宮崎県準公金等取扱規程」（平成22年12月制定）に基づき、各職場における定期的な点検等により管理の徹底を図ります。

準公金等とは、職員が公金以外で職務上取り扱っている協議会等の現金及び預金（準公金）並びに職員から徴収した会費により運営されている所属単位の親睦会の経費（所属親睦会経費）のことです。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 準公金等の点検等による管理の徹底	毎年度			

⑥ 監査機能の充実・強化

(実施方針)

適正な県政運営を一層推進するため、絶えず効果的な監査手法を検討し、厳正な監査を実施します。また、監査業務に携わる職員の能力向上を図るとともに、専門的知識が必要とされる工事監査及び財政援助団体等の監査に技術士や公認会計士等の外部専門家（監査アドバイザー）を活用します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 監査委員が実施する工事監査や財政援助団体等 監査への外部専門家の活用 ※平成26年度以降は、平成25年度までの実績を踏まえ検討	実施			

⑦ 法務機能の充実・強化

(実施方針)

地方分権が進展する中、職員には条例制定等の立案を行う能力や、自主的に法令を解釈し、条例や規則等の問題点を発見・改善する能力が求められています。

平成20年に策定した「条例等の一部改正の方式に関する要領」の周知徹底を含め、法務に関する研修の充実を図るとともに、課題解決、政策実現のための政策法務の取組を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 法務に関する職員研修の充実	毎年度			
2 政策実現のための政策法務の推進	毎年度			

⑧ 公営企業経営の健全化

ア 電気事業、工業用水道事業、地域振興事業

(実施方針)

「宮崎県企業局経営ビジョン」（平成22年3月策定）に基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、安定した経営基盤を持続しながら健全な企業経営を維持します。

また、企業局のホームページなどを通じて経営状況などの情報の提供に努めるとともに、事業運営に関し県民の理解と協力が得られるように企業局のPRも行いながら事業を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 健全経営の維持				
(1) 電気事業	毎年度			→
・適正な設備投資				
・建設改良積立金の積立てと修繕準備引当金の確保				
・企業局と関連する一般行政部門業務への財政貢献等	毎年度			→
(2) 工業用水道事業				
・借入金の計画的な償還と借入金償還積立金などの確保				
・修繕準備引当金等の確保				
・工業用水の利用促進	毎年度			→
(3) 地域振興事業				
・指定管理者と連携した経営の取組				
・累積欠損金の縮減	毎年度			→
(4) 各事業共通				
・中期収支見通しの作成				
・組織体制の整備充実				
・業務の見直し等によるコスト縮減				
・資産等の有効活用				
・省エネへの取組				

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
電気事業						
建設改良積立金 (百万円)	3,289	3,674	3,877	3,820	3,605	4,001
修繕準備引当金 (百万円)	827					960
減債積立金 (百万円)	2,371	2,400	2,415	2,442	2,469	2,491
一般会計への貸付金 (百万円)	600	2,600	600	600	600	600
〃 貸付残高 (百万円)	2,100	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
工業用水道事業						
有利子負債額 (百万円)	118	106	92	78	63	51
借入金償還積立金 (百万円)	146	216	248	292	339	385
修繕準備引当金 (百万円)	322					420

・各年度の年度末時点

イ 病院事業

(実施方針)

県立病院の厳しい経営状況や圏域の医療提供の現状を踏まえ、各県立病院が全県レベルあるいは地域の中核病院として、今後とも高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため、「宮崎県病院事業中期経営計画」（平成23年2月策定）に基づき、経営改革を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 中期経営計画の推進 ・県民（患者）にとって「魅力ある病院」づくりの推進 ・職員が一丸となった病院改革の推進 ・経営改善の更なる推進 （平成26年度以降は、25年度までの実績を踏まえ、新たな中期経営計画に基づき実施。）	毎年度			
2 経営形態の見直しの検討			検討	

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
収支状況 (百万円)	▲1,129	—			89	
宮崎病院	153	—			209	
延岡病院	▲856	—			▲24	
日南病院	▲426	—			▲95	

・各年度の年度末時点

⑨ 公社等改革の推進

(実施方針)

NPOをはじめとする公共サービスの担い手の多様化や、民による公益の増進等を目的とする新公益法人制度への移行など、県出資公社等を取り巻く環境の急速な変化に的確に対応するとともに、県と公社等との関係の一層の透明化を図るため、「新宮崎県公社等改革指針」(平成22年2月策定)に基づき、公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直し、公社等の統廃合及び経営自立化の促進を図ります。

また、公社等の経営状況等については、インターネット等を活用し県民に分かりやすく積極的な情報公開に努めます。

なお、指針の対象となっていないその他の県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

(実施計画)

実施計画 (取組内容) の概要	工程表 (実施予定年度)			
	H23	H24	H25	H26
1 新公社等改革指針に沿った統廃合等の検討	毎年度			
2 公社等への県関与の見直し (1) 人的関与 (2) 財政支出 (3) 出資金 (出えん金) の取扱	毎年度			
	毎年度			
	随時			
3 点検評価制度の運用による公社等改革の着実な推進	毎年度			
4 公社等の情報公開の推進	随時			

※「新宮崎県公社等改革指針」における改革の推進期間は、平成22年度から24年度までとされていますが、平成25年度以降も前年度までの実績を踏まえ、引き続き公社等改革に取り組む予定です。

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
公社等の数 (法人)	45	45	→		40	→
公社等への県職員派遣数 (人)	102	94	→		90	→
公社等への県財政支出額 (当初予算 額) (億円)	約130	約123	→		約110	→

・各年度4月1日時点

(4) 市町村との連携

① 市町村との連携

(実施方針)

市町村は、基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担い、一方、県は市町村の区域を越えた広域にわたる行政分野の担い手として、あるいは市町村間の連携促進や調整を行う役割、さらには市町村が担えない部分を補完する役割を担うものとされています。

このため、県では、市町村の自主・自立的な行政運営を支援するため、市町村の規模や体制等を勘案しながら、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつ、市町村に対する各種支援をはじめ、双方の交流、連携、協力関係の強化を進めます。

また、市町村合併支援交付金などにより、合併団体のまちづくりを総合的に支援していくとともに、自主的な合併を進める市町村に対しの確な助言を行います。

さらに、今後の地方分権の進展に対して、市町村が適切かつ円滑に対応できるよう、県と市町村とがどのように連携していくべきかを十分に検討し、適切な対応を行っていきます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県と市町村とのパートナーシップの強化 ・市町村との人事交流の促進等	毎年度			→
2 市町村の自立支援 ・自治体行財政運営の適正化支援 ・市町村職員の政策立案能力等の向上支援 ・市町村合併に係る支援 ・電子行政の推進に係る支援	毎年度			→
3 地方分権に対応した市町村との連携のあり方の検討 ・「県と市町村との協議の場」における協議	随時			→

2 県民目線による行政サービスの提供

地方分権が進む中で、これまで以上に自らの判断と責任による県政運営が求められています。加えて、厳しい財政状況のもと、これからの県づくりは、県だけで進めるのではなく、県民が積極的に県政に参加し、ともに県づくりを推進していくことが必要となってきます。

このため、県政情報の発信と県民ニーズの把握に積極的に取り組みながら、県民やNPOなど地域社会における多様な主体との連携・協働を推進し、県民目線に立った行政サービスの向上に努めます。

(1) 県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映

① 県民本位の情報発信の充実・強化

(実施方針)

県民に必要な情報を、わかりやすく、迅速かつ的確に提供できるよう、各部局連携して県ホームページの充実を図るとともに、広報紙や新聞、テレビ・ラジオの県政番組など各種広報媒体によるわかりやすい情報提供に努めるなど、県民本位の情報発信の充実・強化を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県民本位の情報発信の充実・強化 ・ 県ホームページの充実 ・ 各種広報媒体によるわかりやすい情報提供 ・ 出先県政相談室を活用した積極的な情報提供	随時			→

② 県政情報の公表・提供の推進

(実施方針)

県が公表すべき情報や県民のニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。【再掲】

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県政情報の公表・提供の推進【再掲】 ・「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適 正な運用	毎年度			

③ 県民ニーズの的確な把握と県政への反映**(実施方針)**

県政を行政だけでなく、県民と協働して推進していくために、県民の県政に対する意見・要望等を電話やメール等で受け付け、知事に届ける「県民の声」や知事が直接県民の方々から意見を伺う意見交換会を実施します。

また、県政の重要施策の実施に当たっては、構想・計画・設計段階からパブリックコメント等を実施します。

これらを通して、県民の意見や要請を的確に把握するとともに、施策や計画の実施に当たっては、各部局連携してこれらの意見を反映するよう努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 「県民の声」の実施	毎年度			
2 知事と県民との意見交換会の開催	毎年度			
3 パブリックコメントの実施	毎年度			
4 公共事業の計画・設計段階におけるパブリック インボルブメント手法の活用	随時			

県民の声とは、県民の県政に対する意見・要望等を直接知事に届け、県政に反映させる制度です。専用ハガキ・電子メール・フリーダイヤルの専用電話・ファクシミリにより受付を行い、いただいた意見等に対して提言者に回答するとともに、その内容を県ホームページで公表しています。

パブリックコメントとは、県の基本的な政策等を立案する過程において、その政策案の趣旨・内容を公表し、これらに対する県民からの意見等を募集して、政策等の決定に県民の意見を反映させる制度です。

パブリックインボルブメントとは、施策の立案や事業の計画・実施等の過程で、関係する住民、利用者や県民一般に情報を公開した上で、意見交換を行う場を提供し、広く住民の意見やニーズを政策や事業計画に反映するための手法です。

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
知事と県民との意見交換会の実施回数 (回)	19	9	10	→		

④ 附属機関等の運営見直し**(実施方針)**

県民の意見をより県政に反映させ、会議の公正性・透明性の向上と活性化を図るため、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」（平成15年4月制定）に基づき、審議会等における公募委員の比率及び女性委員の比率の向上や、会議の公開（傍聴等）を進めるとともに、役割の減少した審議会等の廃止・統合も含めた運営改善に取り組みます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 公募委員及び女性委員の比率の向上	随時	→		
2 会議公開（傍聴等）の推進	随時	→		
3 その他の運営改善	随時	→		

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
審議会等における公募委員の比率 (%)	7.0	7.8	→			10.0
審議会等における女性委員の比率 (%)	45.8	44.9	→			50.0

(2) 県民等との連携・協働

① 多様な主体との協働

(実施方針)

社会情勢の変化等により、県民ニーズがより多様化・複雑化する中、行政だけで効果の高い行政サービスを提供することが困難になってきています。

このため、行政とNPOとの協働はもとより、社会貢献活動に取り組む企業、公益法人、協同組合、大学等、多様な主体との協働を推進します。

NPOとは、Nonprofit Organizationの略で、様々な分野でボランティア活動をはじめとする主体的な社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のことです。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 多様な主体との協働				
(1) 多様な主体との協働提案公募型事業の実施	実施		検討	
(2) 企業等と県とのマッチングの推進	実施		検討	
(3) NPOの企画力等の向上による活動の促進	実施		検討	
(4) 協働に関する研修等の実施	毎年度			
(5) 多様な主体と県との相互理解の促進	毎年度			

(数値目標)

項目	目標値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
県事業における協働事業数（件）	92	96				135

② 県民等の社会貢献活動の促進

(実施方針)

県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点として、ボランティアを担う人材育成、広報、啓発等を行い、県民の様々なボランティア活動を促進します。

また、企業、公益法人、協同組合等の多様な主体においても、社会貢献活動が促進される環境の整備を進めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県民のボランティア活動の促進 ・ボランティア活動の相談対応 ・ボランティア活動を担う人材育成 ・ボランティア活動の広報・啓発	毎年度			
	→			
2 企業等の社会貢献活動の促進 ・社会貢献活動に関する情報提供 ・社会貢献活動に関する環境づくり	毎年度			
	→			

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
ボランティア登録団体数(団体)	1,791	1,808				2,040

・各年度6月1日時点

③ 県職員の地域活動への参加促進**(実施方針)**

職員一人ひとりが、地域社会の一員という立場で、災害ボランティア等の各種ボランティア活動をはじめ、自治会・自治公民館・PTA等の行う様々な地域活動に自主的に参加し、地域貢献を進めるとともに、地域の実情を実感し、より地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行ができるよう、地域活動に参加する職員の意欲を高めるための取組を実施します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 職員の自主的な地域活動への参加促進 ・職員研修を活用した意識啓発や職員情報誌による活動情報の提供等	毎年度			
	→			

④ アウトソーシングの推進

県が実施するよりも、民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、積極的にアウトソーシングを推進します。

アウトソーシングとは、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、民間など外部の有する資源を県の行政運営に積極的に活用することです。民営化、市町村への権限移譲、民間委託等幅広く定義する場合があります。

ア 指定管理者制度の活用

(実施方針)

指定管理者制度を導入している公の施設については、適正かつ確実な管理運営を確保するため、モニタリング（監視・測定・評価）の効果的な運用を行い、県民サービスの一層の向上に努めます。

また、指定管理者制度を導入していない公の施設についても、施設の目的を効果的に達成するために、随時、制度導入の可否を検討します。

なお、公の施設のあり方について、その必要性や県の役割等を踏まえ、市町村、民間への譲渡や廃止等も含めた見直しを行います。

公（おおよけ）の施設とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進することを目的として、当該住民の利用に供するために設置した施設のことです。

指定管理者制度とは、地方公共団体が、議会の議決を経た上で期間を定めて指定管理者として指定した団体（民間事業者等）に、公の施設の管理の代行を行わせる制度です。

(見直しの視点)

○指定管理者制度の導入検討の視点

- ・指定管理者制度の導入に対する法令等の制限があるか。
- ・制度導入により、県民サービスの向上や県の財政負担の軽減等の効果が見込まれるか。
- ・業務の特殊性、あるいは、公権力の行使に係る特段の問題はないか。

○公の施設のあり方の見直しの視点

- ・市町村や民間が運営することにより、より効果的、効率的なサービス提供ができないか。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの効果的運用	毎年度			
2 県直営の公の施設への制度導入検討	随時			

(数値目標)

項 目	目 標 値						
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27
指定管理者制度導入施設数 (施設)	66	80					100程度

- ・各年度4月1日時点
- ・推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は平成27年度としています。

イ PFI手法等の活用**(実施方針)**

PFIは、効果的・効率的な社会資本の整備、質の高い公共サービスの提供、更には民間の事業機会の創出による経済の活性化等の観点から、公共施設等整備の重要な手法です。

このため、PFIの制度面や導入事例に関する情報収集・周知を行うとともに、「宮崎県PFI活用指針」（平成18年3月策定）に基づき、PFI導入に適した施設の範囲及び事業規模など、全庁的にPFIの適用可能性のある事業についての具体的な調査検討を行います。

さらに、公共施設等の整備に当たっては、施設の性質を踏まえながら、PFI手法のほか民間活力を活用するリース方式など多様な方策を検討します。

PFIとは、Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方のことです。

リース方式による公共施設等の整備とは、これまで直営方式が前提となっていた庁舎・公共施設等について、民間リース（割賦）による整備を行うものです。例えば、民間が建設した庁舎等を、県が10年間のリース契約で使用し、リース期間終了後は、所有権が県に移転し長期継続使用することで、建設・維持管理コストの低減や事務処理の簡素化を図るという考え方です。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 PFI制度や導入事例等に関する情報収集	随時			
2 PFI研修会の開催（県職員や市町村職員等を対象）	毎年度			
3 公共施設等整備における民間活力の活用の検討	随時			

⑤ 条例等に基づく規制緩和の推進

(実施方針)

県民の利便性向上や事業活動の活性化を図るため、県民や企業等に対する県条例等に基づく各種の規制について、毎年度、点検、見直しを行い、規制の廃止や緩和、許可期間の延長などを進めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県条例等に基づく規制の点検・見直し ・許可、届出の廃止 ・許可基準の緩和 ・許可期間の延長 ・申請受付期間の延長 等	毎年度			→

⑥ 構造改革特区、地域再生計画の認定促進

(実施方針)

活力のある地域づくりや地域経済の活性化を図るためには、市町村、民間企業、県民などからの提案を受け、国の規制も含めた各種規制の緩和を推進する必要があります。

このため、構造改革特区や地域再生計画の提案について、県内各地域に配置した「特区・地域再生コーディネータ」による調整を行うとともに、規制の特例や地域再生について提案を受け付ける相談会等を実施します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 「特区・地域再生コーディネータ」による調整	毎年度			→
2 規制の特例や地域再生に係る相談会・検討会の開催	毎年度			→

(3) 県民サービス・利便性の向上

① 相談窓口・県民利用施設の利便性向上

(実施方針)

各種相談窓口や県民が利用する施設の利便性の向上を図るため、指定管理者に管理を代行させる公の施設を含め、利用日・利用時間の拡大や利用手続の簡素化等を進めるとともに、施設については、利用者の満足度の把握に努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 相談窓口・県民利用施設の利便性向上 ・利用日、利用時間の拡大、利用手続の簡素化等の検討、実施 ・施設の利用者満足度の把握	随時			

② 行政手続等における利便性向上

(実施方針)

行政の意思決定の迅速化による県民サービスの向上と申請等に係る県民負担の軽減を図るため、処理日数の短縮化や申請・届出書類の削減、申請書等への押印廃止、あるいは行政情報システムの共同化や連携など行政手続の簡素効率化を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 行政手続の簡素効率化 ・処理日数の短縮化 ・申請、届出書類の削減等 ・行政情報システムの共同化や連携等	毎年度			
2 情報公開請求手続きの簡素化【再掲】 (1) 口頭による開示決定通知の実施	随時			
(2) 電子メール等による公文書の写しの交付等	検討			実施

③ 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

(実施方針)

県民の負担軽減や行政事務の効率化を図るため、県の事務において、本人確認を必要とするものについて、住民基本台帳法に規定されている法定事務や県独自利用事務の事務数を随時拡大することにより、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した住民票等本人確認資料の提出などを不要とする取組を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 法定事務や県独自利用事務について利用事務数の拡大	随時			

④ 納税者の利便性の向上と効率的な税務事務処理

(実施方針)

納税者の利便性の向上と税務事務処理の簡素化、効率化の推進を図るため、都道府県等が共同で検討・開発している各種電子申告、電子納税への対応やそれを活用したシステム構築など、情報化社会の進展に対応した新たな仕組みをつくります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 ワンストップサービス（OSS）の導入 ・自動車の保有に関する各種行政手続をインターネットを活用して行えるようにするシステムの構築	検討			
2 電子納税の導入 ・マルチペイメントネットワーク（MPN）を活用してインターネットで納税できるシステムの構築	検討			
3 電子申告の機能充実 ・エルタックス（eLTAX）を活用した各種機能の実現	検討			

ワンストップサービス（OSS）とは、一度の手続で、関連した複数の必要手続が完了できるサービスのことであり、ここでは、自動車を保有するために必要な多くの手続（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等）について、オンラインで一括して行うことができるようにすることです。

マルチペイメントネットワーク（MPN）とは、公共料金や使用料などの決済に関わるデータを電子的に送受信するために整備された企業や官公署等と金融機関等を結ぶ共同のネットワークのことです。

エルタックス（eLTAX）とは、地方税における申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことであります。

⑤ 県から市町村への権限移譲

(実施方針)

少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化、地方分権の進展等により、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していく中、県民福祉の向上を図るためには、県と市町村が「補完性の原則」に基づく適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政については、できる限り地域の実情に通じた市町村で担うことが求められます。

このため、県内における分権型社会を構築するために、市町村と十分な協議を行い、県と市町村の役割分担を明確にした上で、市町村への権限移譲を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県民サービス・利便性の向上に資する権限移譲の推進	毎年度			
	→			

⑥ 県庁内における権限委譲

(実施方針)

県民の利便性の向上や事務処理手続の迅速化を図るため、出先機関の長が処理することが適当かつ効率的と考えられる権限の委譲や、裁量の余地の少ない権限の下部機関（下位の職位又は出先機関の長）への委譲を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 出先機関の長への事務委任	毎年度			
	→			
2 決裁権限の下位職への委譲	毎年度			
	→			

⑦ ひとり改善「県民サービス向上運動」の推進

(実施方針)

職員一人ひとりが、仕事の質を向上させる工夫や改善を行うことにより、県民サービスの一層の向上につなげる「県民サービス向上運動」を実施します。

事務処理の迅速化やきめ細かな情報提供など、質の高い県民サービスの提供につながる取組目標を個々の職員が設定し、実践するとともに、高い効果があったものや他の職員も実施が可能なものについては、全庁への波及を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 「県民サービス向上運動」の実施 ・職員一人ひとりの目標設定 ・効果が高い取組の全庁的波及の推進	毎年度			

⑧ 県民目線に立った行財政改革の推進

(実施方針)

県では、毎年度、行財政改革の取組状況を県議会に報告するとともに、県民に公表しています。

今後は、県民目線に立った行財政改革を一層推進するため、情報提供の拡充に努めるとともに、毎年度、県の行財政改革に対する県民認知度等の把握を行いながら、必要な改善を進めていきます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県民目線に立った行財政改革の推進 ・分かりやすく積極的な情報提供 ・県民認知度等を踏まえた改善	毎年度			

(数値目標)

項目	目標値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
県の行財政改革についての認知度 (%)	—	65.1				100
県の行政機関における対応についての満足度 (%)	—	61.4				80

3 持続可能な財政基盤の確立 ～第三期財政改革推進計画に基づく新たな財政改革の取組～

(1) 基本的な考え方

本県においては、これまで、平成16年度以降、二期7年間にわたり、様々な財政改革に取り組んできましたが、平成16年度から平成18年度までの間の実質的な地方交付税の大幅な削減や社会保障関係費の大幅な増加に加えて、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ対策、更には新燃岳の噴火に伴う被害対策など特殊要因による負担等により、毎年度の収支不足を補ってきた財政関係2基金が減少しており、本県財政は極めて厳しい状況となっています。

今後、財政健全化へ向けて特段の対策を講じない場合には、中期財政見通し（4ページ参照）のとおり、多額の収支不足から、健全化判断比率のうち実質赤字比率が財政再生基準（都道府県の場合：標準財政規模の5%（平成22年度においては約164億円に相当する額））以上となり、財政再生計画を策定しなければならない「財政再生団体」となる恐れがあるため、引き続き「第三期」の財政改革に取り組む必要があります。

このため、短期的には、「財政再生団体」に陥ることのないよう、多額の収支不足を圧縮するため、歳出見直し策と歳入確保策を一体的・集中的に実施することとします。

また、中・長期的には、将来世代への負担を軽減し、持続的に健全性が確保される財政構造へと転換していくため、引き続き、特例的な県債（臨時財政対策債等）を除く県債残高の縮減に取り組むとともに、国に対して、地方税財源の確保を強く働きかけていきます。

改革を進めるに当たっては、徹底した事務事業の見直しを行うとともに、市町村・団体等との役割分担や市町村に対する補助制度のあり方についても見直しを行います。

さらに、県民の皆様に、県政に対する信頼と理解を一層深めていただくために、不適正な事務処理に関する再発防止策を継続するとともに、予算編成過程の透明化等を通じて、予算編成システムを見直していくこととします。

(2) 見直し目標額

ア 見直し目標

中期財政見通しでは、第一期、第二期の財政改革推進計画の実施にもかかわらず、公債費の増加や社会保障関係費の増加により、平成26年度までの4年間に於いて、1,113億円（一般財源ベース）の収支不足額が生じ、平成25年度には財政関係2基金が枯渇し予算編成が困難となることを見込まれます。

財政関係2基金に頼らない持続性のある財政運営を行うためには、平成26年度当初予算編成後にもこれらの基金を維持するため、今後4年間に999億円（県費（一般財源+県債）ベース）の見直しを行う必要があります。

なお、見直し目標額の設定に当たっては、中・長期的に県債残高の縮減を目指す観点から、一般財源に県債を加えた県費ベースとします。

(単位：億円)

年 度	平 2 3	平 2 4	平 2 5	平 2 6	計
当初予算ベースの収支不足額 (一般財源ベース)	1 9 5	2 5 1	3 3 0	3 3 7	1, 1 1 3
見直し目標額 (県費ベース：一般財源+県債)	2 0 9	2 4 4	2 6 4	2 8 3	9 9 9

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

(3) 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間を「第三期財政改革推進期間」とします。

なお、地方財政制度の大幅な変更等が生じた場合、必要に応じて本計画を見直すこととします。

(4) 具体的な取組

以下に掲げる取組(見直し目標額・見直し率等)は、あくまで現時点の目標であって、地方交付税の大幅な減少や、大規模な災害等の発生に伴う歳出増等により、収支不足が拡大した場合には、更なる見直しを行うこととします。

ア 効果的・効率的な歳出の実現

歳入面での大幅な増が見込めないため、歳入に見合った歳出規模・構造とする改革が不可欠であり、義務的経費を含む全ての歳出の徹底した見直しを行います。

① 義務的経費

<見直し目標額 9 2 億円>

※見直し額は一般財源+県債(以下同じ)

i 人件費

人件費については、定数及び給与水準の観点から、本県の厳しい財政事情や社会情勢の変化等を十分に踏まえ、不断かつ適切な見直しを行い、総人件費の抑制を図ります。

- ・ 知事部局、教育委員会、警察本部等全ての部門について、適正な定員管理に努めるとともに、職員の能力を高める人事管理を行い、行政サービスの維持・向上に努めます。
- ・ 地方分権、市町村合併の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、高度化、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に行政組織の不断の見直しを行います。
- ・ 役割の減少した審議会等の廃止・統合を進めます。
- ・ 知事、副知事など特別職の給与について、一般職の給与改定や国・他県・民間企業の状況等を考慮しながら適正な管理を行います。

- ・ 第三期財政改革推進期間中は、次の給与減額を行います。また、毎年度の収支不足や財源調整のための基金の状況をはじめ本県財政の現状等を総合的に勘案し、これ以外の人件費削減について検討を行います。
 - * 知事の給料20%減額、副知事の給料10%減額
 - * 企業局長、病院局長、常勤監査委員、教育長、看護大学長等の給料等5%減額
 - * 管理職手当10%減額
- ・ 効率的な業務運営の徹底により、時間外勤務等の縮減を図ります。

ii 扶助費

扶助費は、生活保護費、児童保護・措置費及び児童扶養手当給付費など国の基準付けがあるものがほとんどですが、中・長期的に抑制するための手法の検討を行います。

iii 公債費

- ・ 特例的な県債（臨時財政対策債等）を除く県債（以下「普通債」という。）の新規発行額を可能な限り抑制することにより、普通債に係る県債残高の圧縮を図り、将来世代への負担を軽減します。
- ・ 当面の金利負担を軽減し、金利情勢の変化に柔軟に対応するため、償還年限や発行時期の多様化を進めるとともに、県債の発行・管理体制の強化を図ります。
- ・ 公債費の平準化のための特別会計や基金等の設置について検討します。

② 投資的経費

＜見直し目標額 210億円＞

公共事業については、緊急性や費用対効果、地域経済への影響、国の動き（国の公共投資の見直しの方向、地方財政計画等）、財源となる県債発行額や県債残高等を踏まえ、一層の縮減・重点化を図ります。

- * 公共事業（公共施設の維持管理経費、直轄高速自動車国道事業負担金及び災害復旧事業を除く。）
 - ・・・毎年度対前年度比5%*削減

※国の予算編成の状況等により、数値を変更する可能性がある。

- * 公共施設の維持管理経費
 - ・・・所要額
- * 直轄高速自動車国道事業負担金
 - ・・・所要額
- * 災害復旧事業
 - ・・・所要額

歳出予算における公共事業の状況

	平23 6月補正(肉付け)後	構成比
公共事業	約 1,006億円	100.0%
補助公共事業	約 346億円	34.4%
地方道路交付金事業	約 205億円	20.4%
県単公共事業	約 124億円	12.3%
直轄事業負担金	約 177億円	17.6%
災害復旧事業	約 154億円	15.3%

- 入札・契約制度の適正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて適時・適切に必要な見直しを行います。また公共事業評価や「宮崎県公共事業コスト構造改善プログラム」に基づいたコスト縮減の推進により、効率的な公共事業の実施に努めます。
- いわゆる箱物整備については、原則、新規着工を凍結するとともに、増改築についても、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものに限り実施することとします。

③ 一般行政経費 <見直し目標額 268億円>

※スクラップ・アンド・ビルドによる他事業への振替も含む。

補助金をはじめ全ての事務事業について、ゼロベースで徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とする抜本的な見直しを行います。

特に市町村に対する県単補助金については、施策の趣旨、当該市町村の財政力等を考慮した制度となるよう徹底した見直しを進めることとします。

各種補助金をはじめとする一般行政経費は、財政健全化を図る上で、また、ソフト面で県政の重要施策を展開する上で大きな要素となる経費であることを踏まえ、見直しによって得られた財源を増大の一途をたどる社会保障関係費や県政運営上の重要施策へ振り向けるなど、施策と財源のさらなる「選択と集中」を進めていきます。

i 補助費等

補助金については、市町村・団体等の自立を促進する観点から、次のような視点で思い切った見直しを行います。

【補助金見直しの主な視点】

- 1) 上乗せ補助金の原則廃止
- 2) 多額の一般財源を要する補助金の見直し
- 3) 少額の補助金、長期間支出を継続している補助金の見直し
- 4) 部局等間で同種・類似の事業を行っているもの見直し
- 5) 各種団体に対する運営費・事業費補助金の見直し
- 6) 市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した市町村補助金への見直し

- ・ 県出資の公社等については、「新宮崎県公社等改革指針」に基づき公社等の数及び常勤役職員への県職員の派遣人数を1割程度削減することなどにより、県の財政支出額を20億円程度削減します。
- ・ 社会保障関係費については、国の基準付けがあるものがほとんどですが、自然増を放置することなく、「治療から予防へ」の運動推進の取組などにより、中・長期的に伸びを抑制するための手法について検討を進めます。
- ・ 国の外郭団体や協議会等への参加負担金については、参加する意義の薄れている協議会等からの退会を検討します。

ii 物件費・維持補修費

- ・ 極めて厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、旅費や需用費、役務費等の経費について情報通信技術（IT）も活用しながら必要最小限となるよう節減に努めます。また、旅費については、自家用車を利用した場合に支給する車賃等の見直し等を通じて、更なるコスト削減を図ります。
- ・ 電子システム関係経費については、新規に導入するシステム等について、費用対効果を精緻に分析し、既に導入した電子システム等との密接な連携を確保した上で、必要不可欠なもののみ最小限の範囲内で導入を図ります。また、既に導入したシステム等についても、費用対効果の観点から見直しを進めます。
- ・ 経費の節減を図るため、物品の調達について、電子調達システムの導入を行います。

iii その他

県と民間、市町村等との適切な役割分担のもと、県が実施するよりも民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、民営化や民間委託、NPO等との協働等を推進します。また、公の施設のうち県直営の施設については、指定管理者制度の導入可否を検討するとともに、公の施設のあり方について、その必要性や県の役割等を踏まえ、市町村、民間への譲渡や廃止等も含めた見直しを行います。

④ 特別会計・公営企業会計への繰出金 <見直し目標額 10億円>

特別会計・公営企業会計への繰出金の圧縮を図ります。特に、県立病院事業会計においては、新たな中期経営計画に基づき、効率的な病院運営を図るとともに収益確保を図るなど抜本的な経営改革を図り、一般会計からの繰出金の抑制に取り組めます。

- ⑤ 執行段階での経費節約等 <見直し目標額 400億円>
「経費節約の指針」に基づき、旅費や需用費、使用料、賃借料、役務費など各経費における執行段階での経費節約を徹底するとともに、年度中の歳入増に取り組むこと等により、毎年度100億円程度の財源捻出を図ります。

イ 歳入確保の強化 <見直し目標額 18億円>

※借換債を含む。

本県の脆弱な財政基盤を改善していくため、県税収入の確保はもとより、財産収入、広告収入等新たな財源確保に努めるとともに、本県の最大の財源である地方交付税及び新設される地域自主戦略交付金について所要額の確保に努める必要があります。

① 自主財源

i 県税

- ・ 県税については、課税・徴収の両面から、税収確保の取組をより一層推進することにより、重点的な滞納縮減策を実施し、収入確保を図ります。特に、個人住民税については、各県税・総務事務所と市町村との連携をより密にし、徴収確保に努めるとともに、県民の皆様に対し、税制等について正しく理解してもらうための広報に努めます。
また、産業振興に対する積極的な取組による税源の涵養を通じて、中・長期的な県税収入の増を図ります。
- ・ 特別徴収制度の適切な実施に向けて、市町村との連携の上、県として最大限の取組を行い、個人住民税の収入確保に努めます。
- ・ コンビニ収納やインターネット公売、タイヤロック等の取組についても、さらに工夫を重ねて効果的に活用します。
- ・ 超過課税である森林環境税や法定外目的税である産業廃棄物税については、税の仕組みや用途について広報するとともに、引き続き適切な課税・徴収に努めます。
- ・ 税財源を充実し、財政基盤の強化を図るため、国に対して、全国知事会等における活動を通じて、地方消費税の引上げを求めるとともに、地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、地方の財源を確保する仕組みを求めていきます。

ii 使用料・手数料

- ・ 使用料・手数料については、全般にわたる見直しを徹底し、必要な見直しは毎年度行うとともに、徴収コストに見合わないものについては廃止するほか適正な受益者負担を求める視点から検討を進めます。
- ・ 使用料・手数料の減免のあり方については、公平性等の観点から検討を行います。

iii 財産収入

未利用財産のうち、今後とも利用見込みのないものについては売却を行うとともに、売却が困難なもの等は貸付等により歳入の確保を図ります。また、県が保有する株券について、法人に対する県関与の必要性等を考慮し売却を検討します。

iv その他

- ・ 特定目的基金について、基金の設置目的に沿った適切な取崩しや運用益の確保に努めるとともに、県民ニーズの変化により必要性が低下した基金のあり方について廃止を含めて抜本的な見直しを行います。さらに、臨時的な財源確保策のための特定目的基金の活用について検討を行います。
- ・ 関係団体への出資金等について、出資金等の引揚げ等について検討を行います。
- ・ 特別会計での事業規模の適正化を図り、繰越金等の余剰資金については、一般会計への繰戻しを行います。
- ・ これまで活用していない広告媒体の活用等により広告収入の拡大を図るとともに、ネーミングライツ（命名権）収入について、積極的な確保を図ります。
- ・ 宝くじによる資金調達については、国の動向等を踏まえ、口蹄疫復興支援のための宝くじを発売するなど、宝くじ収益金の増加につながるよう適切に取り組みます。

② 依存財源

i 地方交付税

本県歳入の約3割を占める地方交付税について、必要な額が確保されるよう国に対し、機会あるごとに強く求めていきます。

ii 県債

当面の財源確保策として、借換債を発行するとともに、必要最小限の範囲で行政改革推進債や退職手当債の活用を図ります。

iii 国庫支出金（地域自主戦略交付金を含む。）

少ない一般財源により効果的な事業の実施を図るため、有利な国の制度（国庫支出金）の活用を図ります。

また、平成23年度より導入された「地域自主戦略交付金」については、交付金化される前の国庫支出金と同額以上の額を確保するとともに、その配分において、本県のように社会資本整備が特に遅れている地域等に十分配慮された制度となるよう、国に強く求めていきます。

ウ 予算編成システムの見直し

① 「事務事業の見直し」の徹底・強化

財政改革を進めるに当たって最優先に実施すべき「事務事業の見直し」を徹底するため、事業の必要性や緊急性等のもとより、組織や制度設計のあり方に踏み込んだ検討を行います。

② ゼロ予算施策の積極的な推進

新たな予算措置を伴わず知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」の積極的な推進を図ります。

③ 効率的で適正な予算編成システムの構築

予算編成業務の効率化や分析作業の容易化を図るため、財政総合システムの見直しを行います。

また、不適正な事務処理の再発防止の観点から、緊急を要する物品調達に対応するための「調整事務費」や経費の節約を奨励し「調整事務費」に加算する「メリットシステム」を継続します。

さらに、バランスシート・行政コスト計算書等を活用することにより、成果を重視した予算編成システムの構築について検討します。

④ 予算編成過程の透明化等

県民の皆様にわかりやすい県政を推進する観点から、予算編成過程の公表を適時適切に進めるとともに、県ホームページにおいて、予算・決算に関する情報をわかりやすく提供します。

（5）計画推進のための取組

毎年度、第三期財政改革推進計画期間中の進行管理を行い、行財政改革推進本部や行財政改革懇談会等において、計画に沿った見直しが行なわれているか報告します。

(6) 見直し目標額の内訳（再掲）

(単位：億円)

(一般財源ベース)

収支不足額	平23	平24	平25	平26	計
	195	251	330	337	1,113

(単位：億円)

見直し目標額

(県費（一般財源＋県債ベース）)

区分	平23	平24	平25	平26	計
人件費の削減	19	21	24	28	92
投資的経費の縮減・重点化	23	51	63	74	210
事務事業の見直し	64	68	68	68	268
繰出金	2	2	3	3	10
執行段階での経費節約等	100	100	100	100	400
歳入確保対策	2	1	6	9	18
計	209	244	264	283	999

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

※ 「事務事業の見直し」は、スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。

※ 借換債については、「歳入確保対策」に計上。

(7) 見直しを行った場合の財政関係2基金残高見込額等

(単位：億円)

財政関係2基金残高見込み (2月補正後の残高見込み)	平22	平23	平24	平25	平26
	526	455	380	239	99

※ 「財政関係2基金残高見込み」には、当該年度の2月補正による積立て等を含む。

(単位：億円)

県債残高の見込み (年度末における残高見込み)	平22	平23	平24	平25	平26
	10,591	10,580	10,653	10,694	10,734
※中段は口蹄疫対策転貸債等を除いた残高見込み	9,391	9,380	9,453	9,494	9,534
※下段は中段から臨時財政対策債を除いた残高見込み	(6,681)	(6,343)	(6,074)	(5,813)	(5,605)

※ 「県債残高の見込み」は、公共事業について前述「(4)具体的な取組アの②」による縮減・重点化を行い、臨時財政対策債の発行額を平成21～平成23年度の平均値とした場合の試算値であり、災害復旧事業債や退職手当債、箱物建設の状況等により変動する。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源である。

(8) 歳入確保、歳出見直しに関する具体的な取組例

(歳入確保に関する取組)

① 未利用財産の利活用

(実施方針)

未利用財産の売却を推進するため、入札回数の増加や入札情報のPRを積極的に行うとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システム等の民間活力を活用します。

また、未利用財産の維持管理費を軽減するため、貸付を推進するとともに、草刈り等について地域単位で年間管理委託を行うなど、必要最小限の維持管理に努めます。

インターネット公有財産売却システムとは、今後利用計画がない県有財産をヤフー株式会社が運営するインターネットオークション（以下「官公庁オークション」という。）を利用して、一般競争入札（期間入札）を行うシステムのことです。入札参加の仮申込みや入札は、官公庁オークション内で行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 入札の継続的な実施及びPR	毎年度			→
2 宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システムの活用	毎年度			→
3 新たな利活用推進策の検討	毎年度			→

(数値目標)

項目	目標値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
不動産売払収入（百万円）	194	150	150	150	150	150

② 個人住民税の特別徴収制度の適正化

(実施方針)

危機的な本県の財政状況において、収支不足をできるだけ圧縮し、持続性のある財政構造への転換が喫緊の課題となっています。歳入においては、貴重な自主財源である県税収入の確保は本県の重要な課題であり、なかでも、個人住民税（県民税＋市町村民税）の確保については市町村との連携を密にした取組が求められています。

個人住民税の賦課徴収は市町村が実施することとなっていますが、県としても給与所得者の個人住民税の特別徴収制度の適正な実施に向けて、市町村と連携、協力した取組を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 広報活動の強化	毎年度			
2 県の非常勤職員等への特別徴収制度の徹底	順次実施		完全実施	
3 公共調達等における入札参加資格審査申請受付での要件化（特別徴収制度の実施を要件とする。） ※経過措置を設ける。	平成23年7月以降順次実施			
4 補助金及び制度資金の申請受付での要件化（特別徴収制度の実施を採択要件とする。） ※経過措置を設ける。	平成23年9月以降順次実施			

(数値目標)

項 目	目 標 値					
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26
個人住民税の調定額における特別徴収の割合 (%)	64.9	—				75.0

(歳出見直しに関する取組)

③ 行政情報システムの全体最適化によるコスト削減**(実施方針)**

県民への行政サービスレベルや事務の効率化を維持しつつ、更なるコスト削減を図るため、個別システムの調達の適正化（部分最適化）に加え、共同利用や統廃合などによる最適化（全体最適化）を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 行政情報システムの全体最適化によるコスト削減と県民本位の電子行政の推進	毎年度			

④ 県有建物の計画的・効果的な保全業務の推進

(実施方針)

県では、「県有建物保全計画」（平成22年3月策定）に基づき、全庁的な連携のもと保全業務を推進していますが、更なる保全業務の効果的な実施を図るために、県有建物の長寿命化指針を策定し、同指針に基づく具体的な取組に努めるなど、同計画を着実に推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 県有建物保全計画に基づく保全業務の推進				
(1) 県有建物長寿命化指針の策定	策定	実施		
ア 同指針に基づく建物評価基準の作成	作成		実施	
イ 同指針に基づく県有建物長寿命化設計基準の作成	作成		実施	
(2) 県有建物保全計画の更新	更新		実施	

⑤ 土木施設の計画的・効果的な保全業務の推進

(実施方針)

県が管理する土木施設について、限られた予算で安全・安心なサービスを提供するため、長寿命化によるライフサイクルコストの最小化等を踏まえた維持管理の仕組み、体系づくりを進めています。

この中で、平成22年度までに、すべての橋梁について長寿命化修繕計画を策定したところであり、今後、他の土木施設についても導入を検討していきます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 長寿命化修繕計画に基づく対策の実施（橋梁）	毎年度			
2 他の土木施設について、長寿命化計画の策定検討（水門・排水機場、ダム、港湾、都市公園等）	検討			

ライフサイクルコストとは、製品や構造物などの調達（製造費・建設費）から、使用（修理費・管理費）を経て、廃棄（処分費）に至るまでの全期間に要する費用の合計額のことで、

⑥ 農業水利施設の計画的・効果的な保全業務の推進

(実施方針)

公共投資が厳しさを増す中、基幹産業である農業経営に必要な農業水利ストックは、老朽化等により今後次々と更新時期を迎え、膨大な再建設費用が必要となっていくことが懸念されています。

このことから、施設更新費用の平準化など限られた予算で効率的な行政運営を図るため、ライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントを推進する必要があり、既存施設の有効活用や長寿命化対策のための施設の機能診断、予防保全計画の策定を行い、これに基づく長寿命化対策を随時実施していきます。

ストックマネジメントとは、農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称です。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 施設の機能診断調査と予防保全計画の策定	機能診断	予防保全計画		
2 長寿命化対策の実施	適時実施			

⑦ 県庁エコプランの推進

(実施方針)

県庁は、地方公共団体として、また大規模な消費者・事業者としての立場から、事務事業における環境負荷の低減に率先して努めることが求められています。

そこで、平成22年4月に策定した「宮崎県庁エコプラン」に基づき、各所属又は庁舎ごとに電気、燃料（ガソリン、軽油等）の削減目標を定め、全職員が一丸となって省エネ・省資源活動に積極的に取り組みます。

また、その取組内容については、PDCAサイクルで管理し、継続的な改善を図っていきます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H23	H24	H25	H26
1 省エネ・省資源の徹底	毎年度			

(数値目標)

項目	目標値						
	H21	現況値 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27
県庁の温室効果ガス排出量(t-CO2)	49,028	—					43,288

※数値目標は、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」に合わせて、平成27年度までの期間で設定しています。

PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務を継続して改善していく手法のことです。

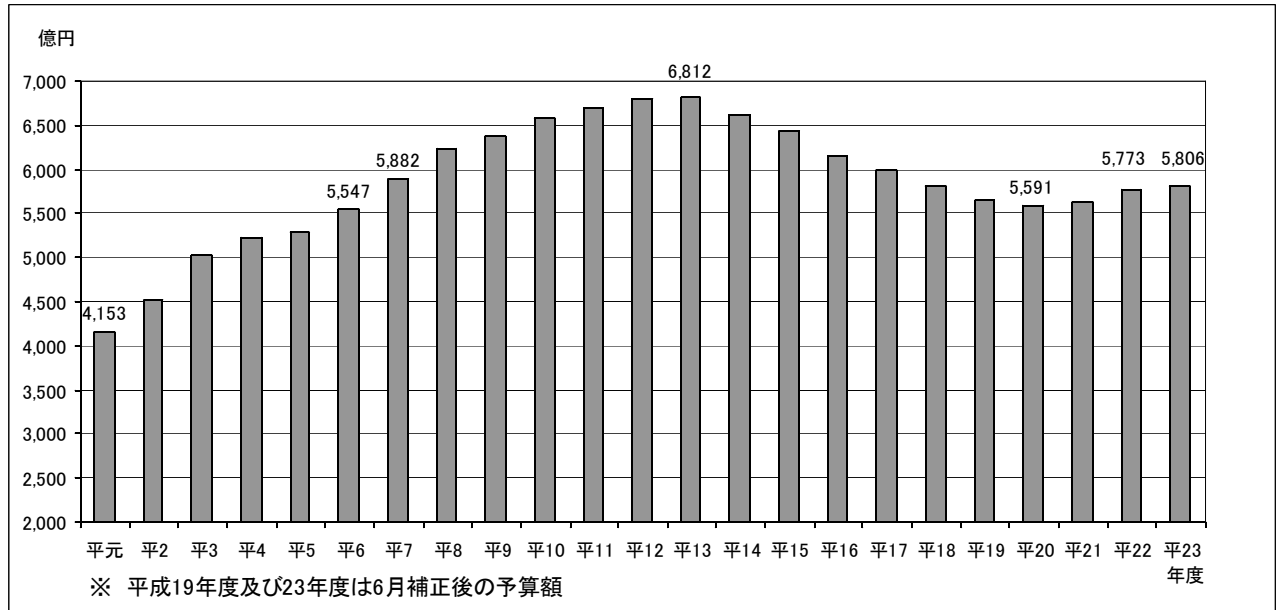
参 考 资 料

本県財政の現状等

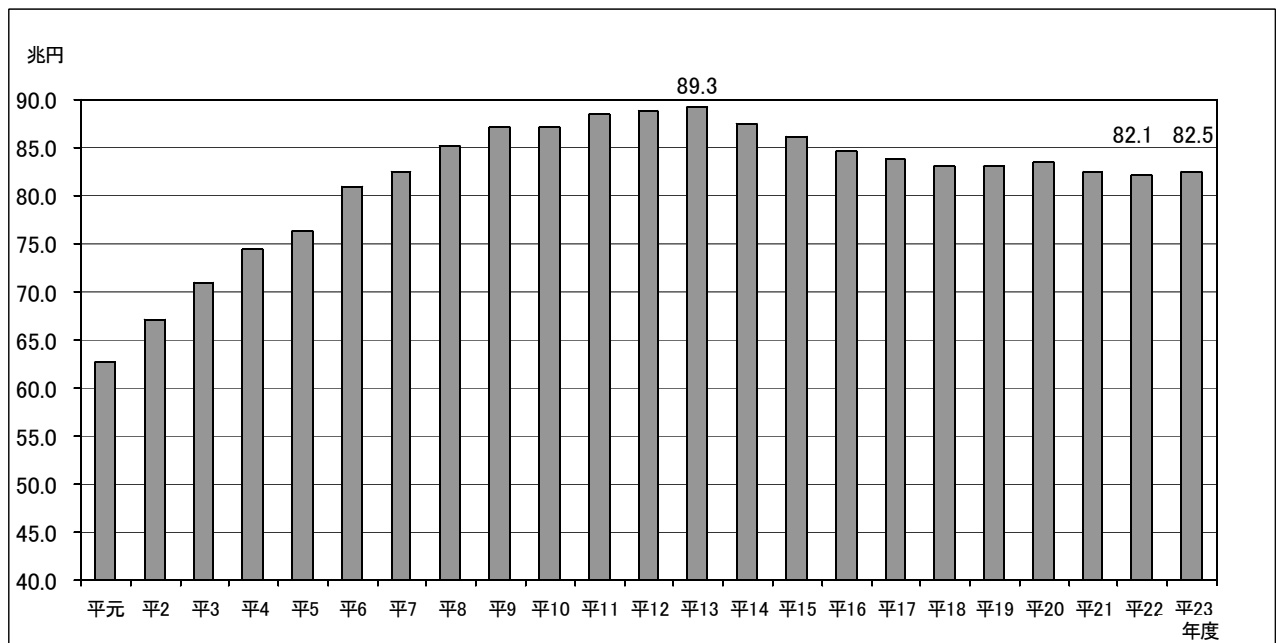
1 当初予算の規模

本県の当初予算の規模は、バブル景気の影響や経済対策等の影響等により拡大傾向にありましたが、地方財政計画と同様に平成13年度をピークに縮小し、平成20年度には、5,600億円程度にまで縮小しました。平成21年度以降は国の経済対策等により増額に転じ、平成23年度6月補正後の予算規模は、平成7年度の規模に近い、5,800億円程度となっています。

本県の当初予算の規模



地方財政計画の推移

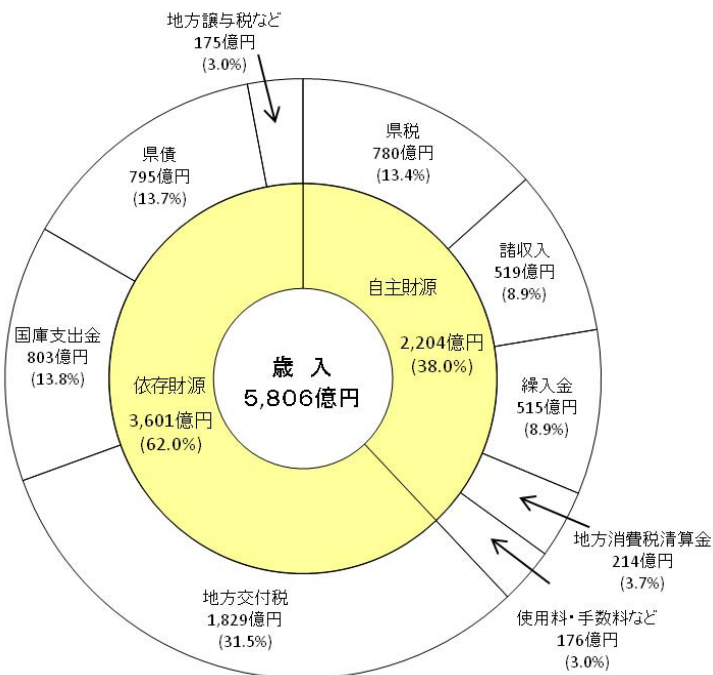


2 歳入の状況

(1) 歳入内訳

本県の歳入は、県税等の自主財源が4割弱しかなく、地方交付税や国庫支出金、県債などの依存財源が大きな割合を占める脆弱な財政基盤となっています。

平成23年度6月補正予算後の歳入内訳



本県と全国の歳入割合の比較

	自主財源 38.0%			依存財源 62.0%			
	地方税	諸収入	その他	地方交付税	国庫支出金	県債	その他
本県	13.4	8.9	15.6	31.5	13.8	13.7	3.0
全国	31.8	10.5	11.5	17.9	10.0	14.5	3.8
	自主財源 53.8%			依存財源 46.2%			

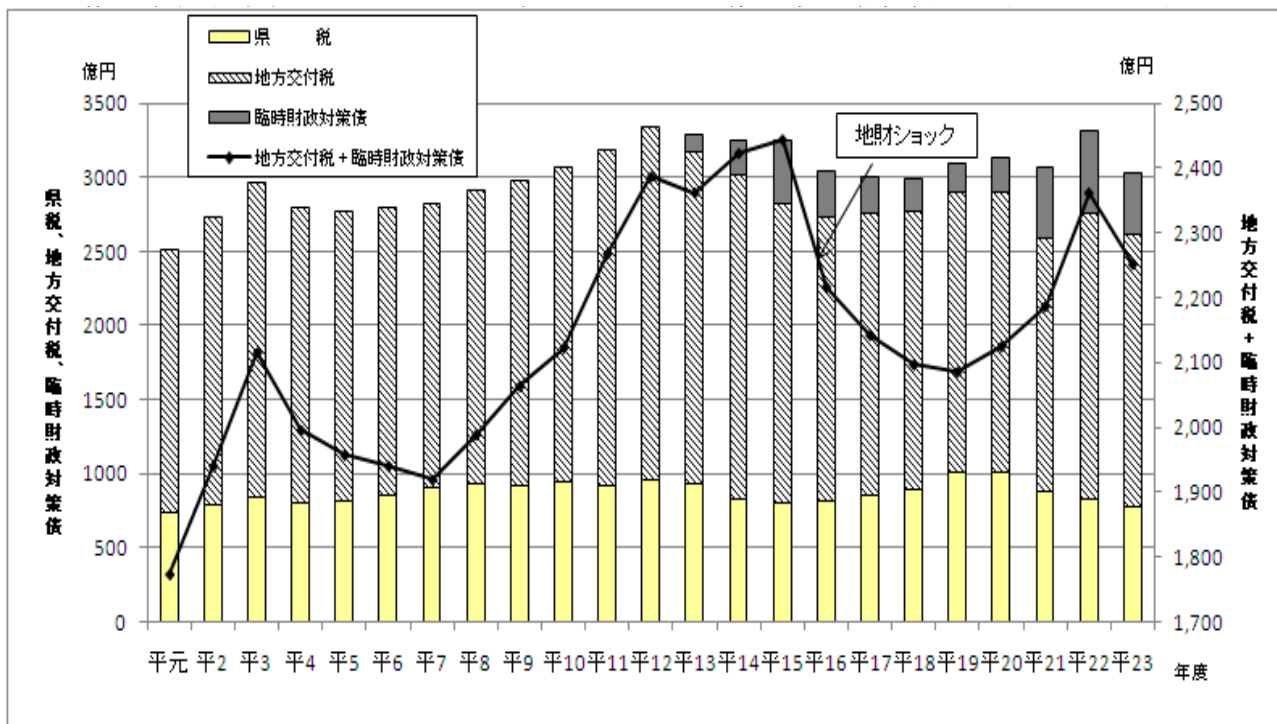
※平成23年度当初予算（本県は6月補正後）。端数調整の関係で合計が合わないところがある。

(2) 県税及び地方交付税等の状況

一般財源のかなりの部分を占める県税及び実質的な地方交付税（地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を含む。）は、本県財政にとって貴重な財源です。

県税については、その一部が地方譲与税として譲与されるようになったことや長引く景気の低迷の影響を受け、近年減少傾向にあります。

実質的な地方交付税については、「三位一体の改革」の影響により平成16年度から大幅に減少してきましたが、平成20年度以降は、回復基調にあります。しかし、依然として従前の水準を下回っており、また、近年の実質的な地方交付税の増額は、臨時財政対策



※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

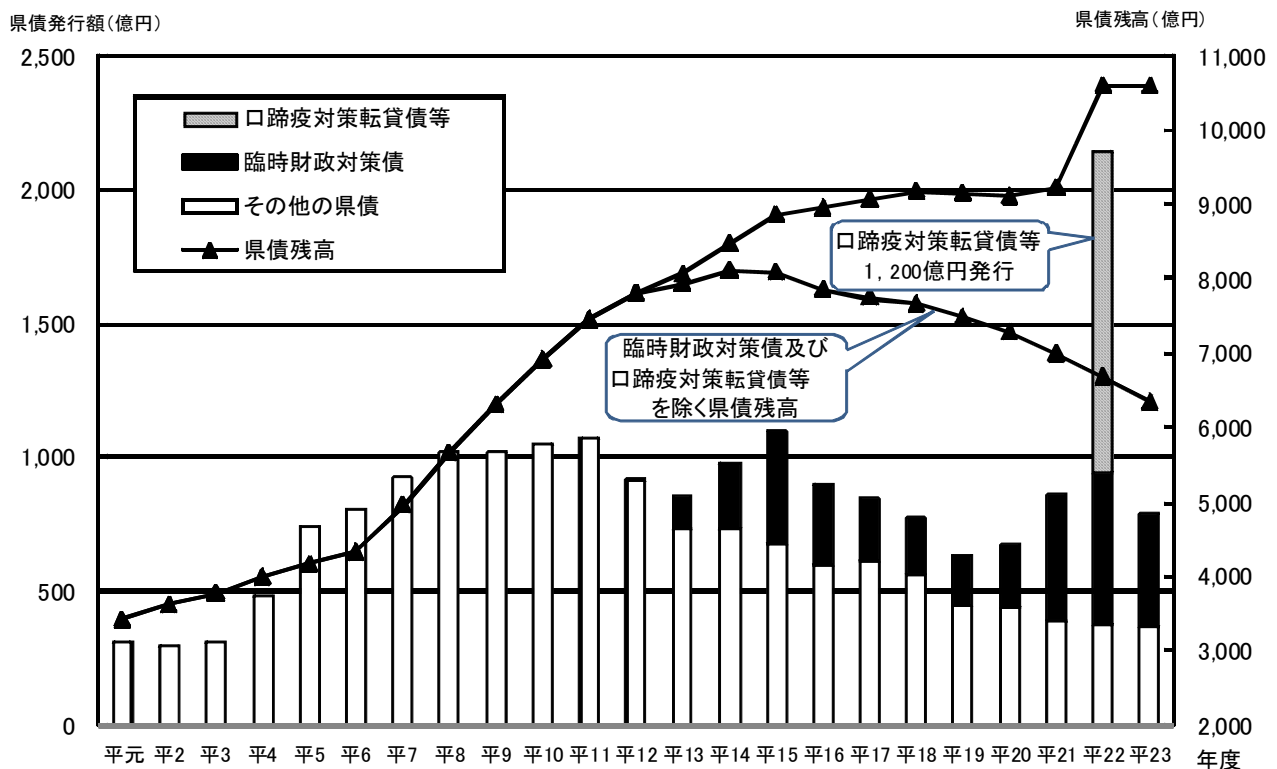
(3) 県債発行額及び県債残高

県債は、社会資本整備の世代間の公平を図る上で必要な財源ですが、過去の国の経済対策に対応した県債や、臨時財政対策債の発行増等に伴い、県債残高が増加してきており、今後、公債費の増加が懸念されます。

特に平成22年度に発行した口蹄疫対策転貸債等（1,200億円）により、県債残高が1兆円を超えた状態となっています。

一方、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等（平成27年度には貸付先から全額が償還され、県の償還元金に充当される。）を除く県債残高は、平成11年度以降、着実に減少してきています。

県債発行額と県債残高の推移



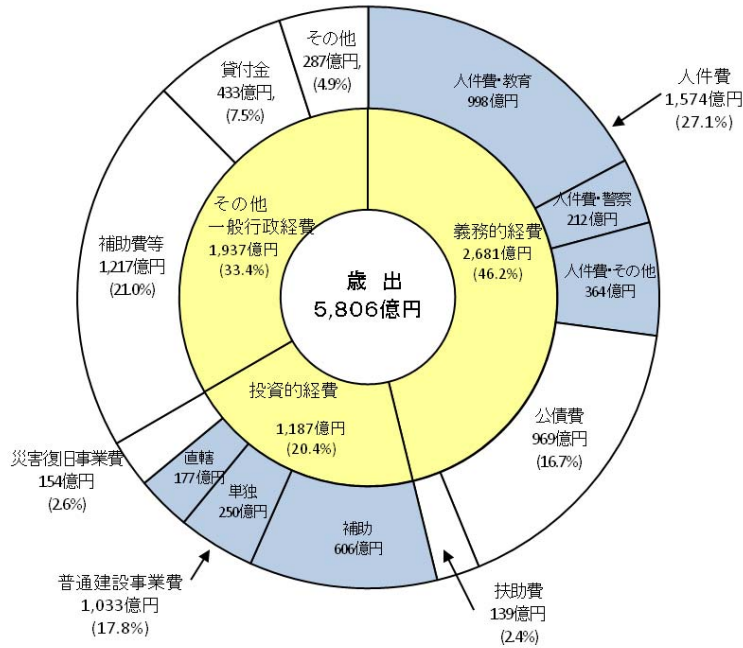
※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

3 歳出の状況

(1) 歳出内訳

平成23年度6月補正後予算では、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が46.2%、投資的経費が20.4%、一般行政経費が33.4%を占めています。全国と比較すると、投資的経費が占める割合が高い状況となっています。

平成23年度6月補正予算後の歳出内訳（性質別）



本県と全国の歳出割合の比較

	義務的経費 46.2%		投資的経費 20.4%		一般行政経費 33.4%	
本県	人件費	27.1	扶助費	2.4	補助費等	21.0
	公債費	16.7	普通建設事業費	17.8	その他	12.4
全国	人件費	29.9	扶助費	3.8	補助費等	21.9
	公債費	13.6	普通建設事業費	12.6	その他	17.2
	義務的経費 47.3%		投資的経費 13.0%		一般行政経費 39.9%	

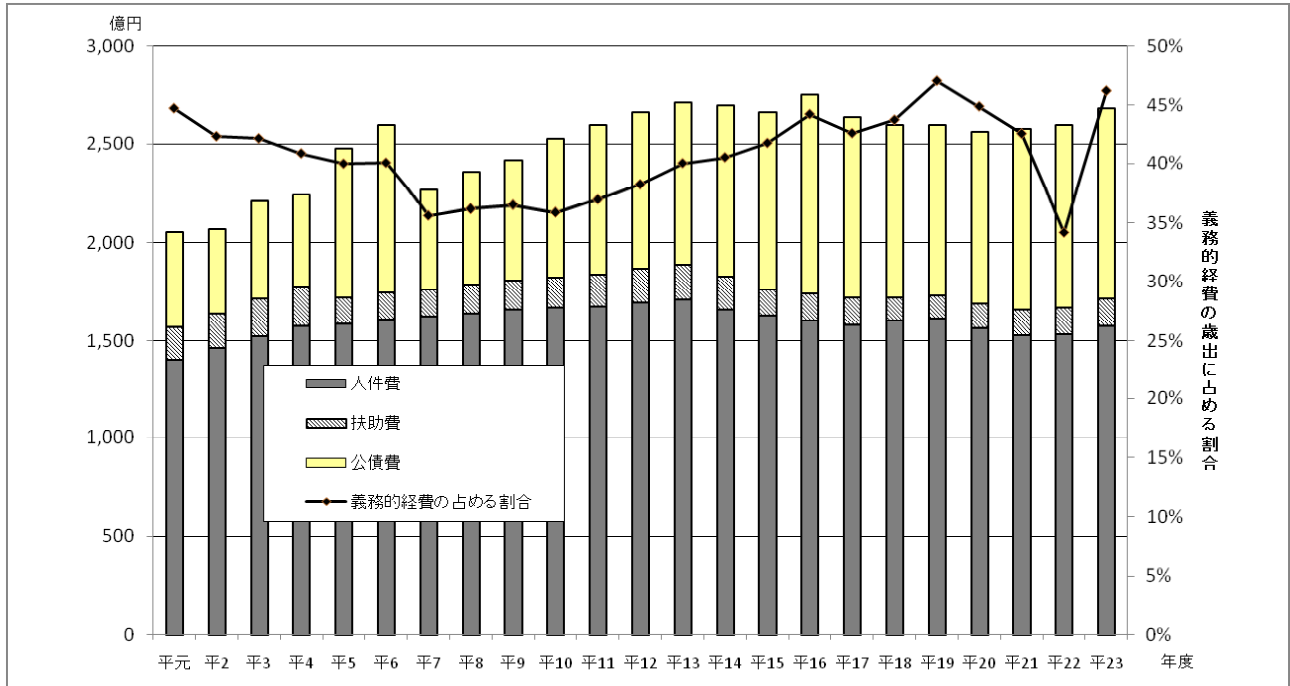
※災害復旧0.4 (注: 本県と全国を比較する際の差)

※平成23年度当初予算（本県は6月補正後）。端数調整の関係で合計が合わないところがある。

(2) 義務的経費

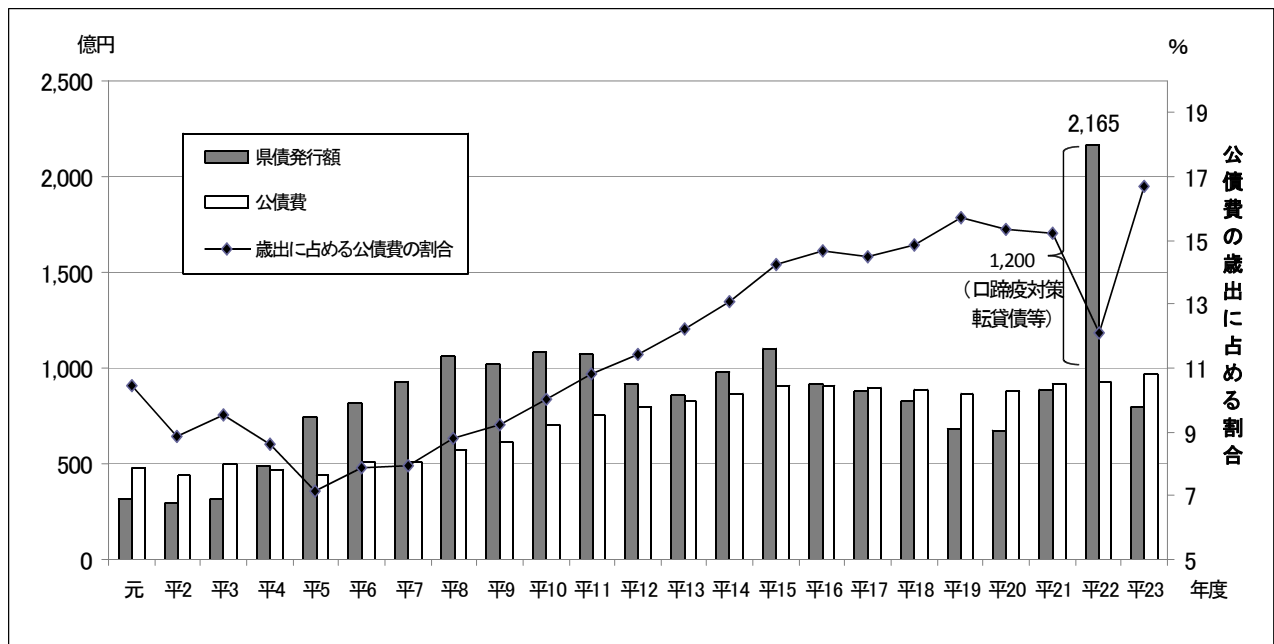
人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が増加してきており、平成23年度には歳出の46.2%にまで達しています。中でも、過去の経済対策の財源として発行した県債や臨時財政対策債の大幅な増加等の影響により、近年では、公債費が900億円を超えており、財政硬直化の大きな要因となってきています。

義務的経費の推移



※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

県債発行額と公債費の推移

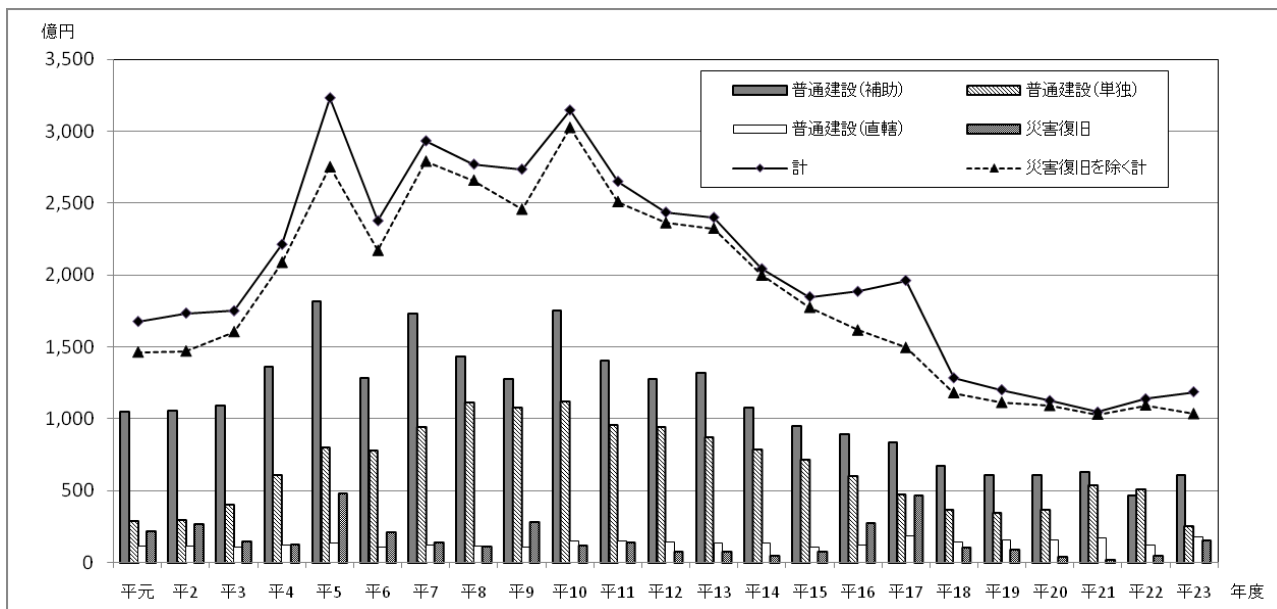


※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

(3) 投資的経費

投資的経費は、災害復旧費の影響で平成16、17年度は前年度より伸びていますが、災害復旧費を除くと、これまでの「財政改革推進計画」に基づいた取組により大きく減少してきています。

投資的経費の推移

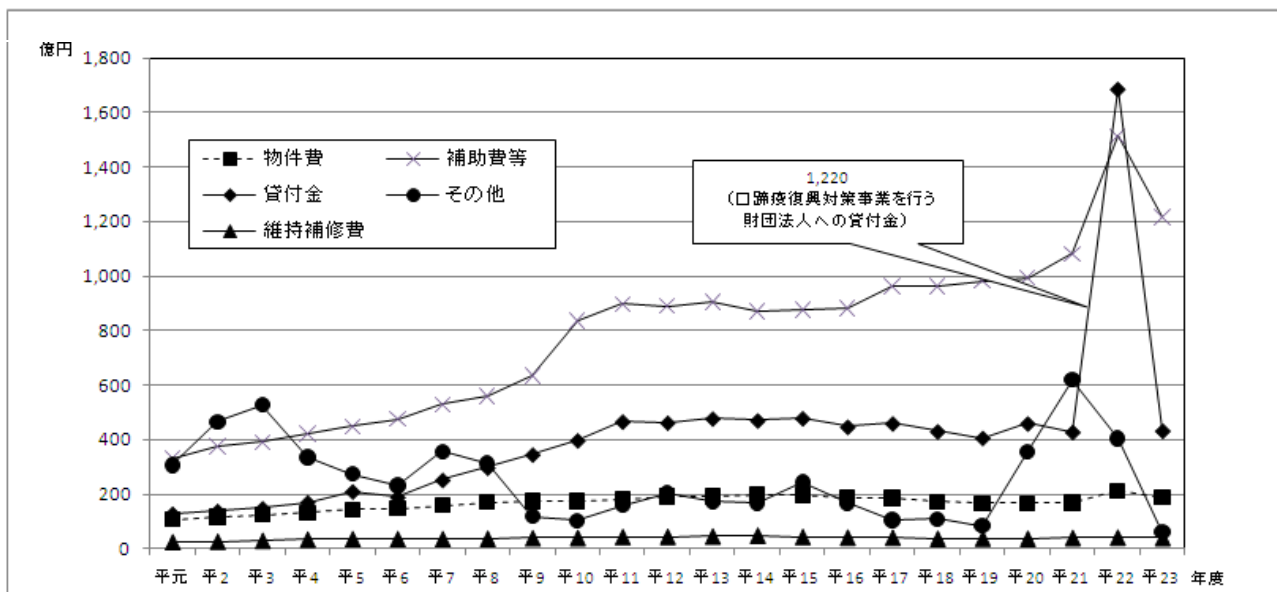


※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

(4) 一般行政経費

一般行政経費のうち、補助費等は社会保障関係費の増加等により、増加傾向が続いており、1,200億円を超えています。貸付金は、近年、横ばいとなっていました。平成22年度においては、口蹄疫復興対策を行う財団法人に1,220億円を貸し付けたため、大幅に増加しています。

一般行政経費の推移



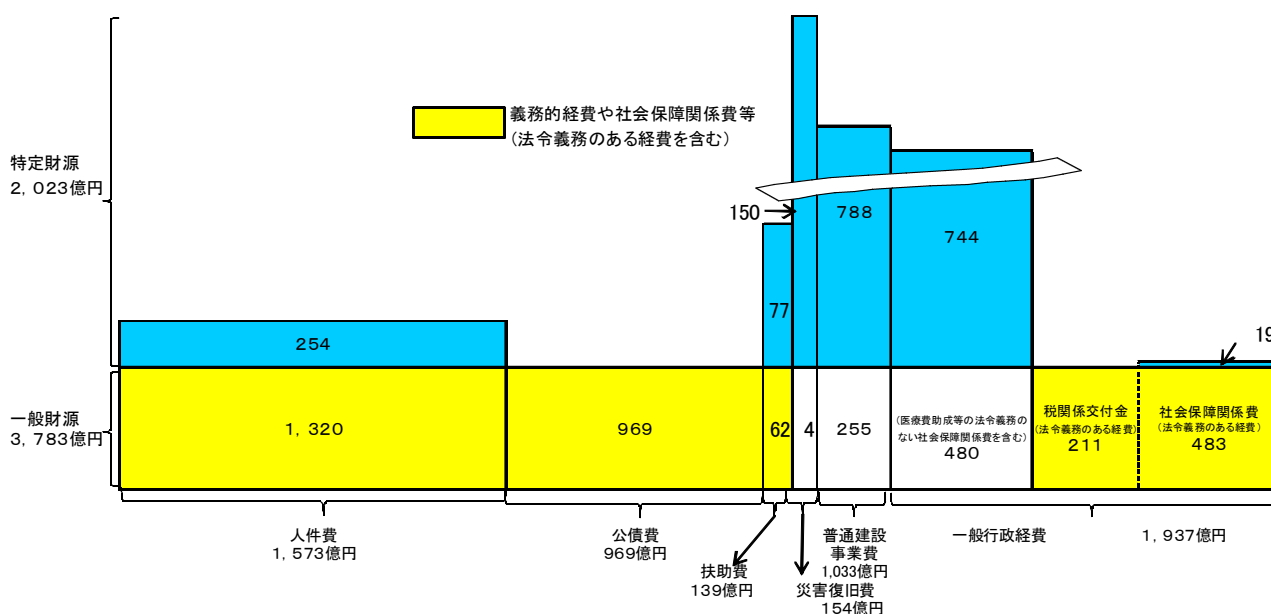
※平成21年度までは決算額、平成22年度は最終予算額、平成23年度は6月補正後の予算額

(5) 硬直化する財政構造

本県の予算を一般財源ベースで見ると、ほとんどが人件費、扶助費、公債費の義務的経費や社会保障関係費等の削減余地のない経費となっており、財政構造は硬直化しています。

社会保障関係費や公債費が今後さらに増加する見通しの中で、国の経済対策により造成され、医療福祉分野の施策の財源としてきた各種基金が設置期限を迎えることに加えて、口蹄疫等からの再生・復興に伴う財政需要に対応する必要があるため、本県の財政運営は厳しい状況が続くものと見込まれます。

財源の分類から見た予算の全体像
(平成23年度6月補正後予算(5,806億円)の粗いイメージ)



数値目標の解説

ページ	数値目標の項目名	
		目標項目の説明
		目標値の考え方
14	○知事部局等の職員数	
	各年度の4月1日時点における知事部局等（知事部局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局等）の職員数。	
	平成27年4月1日現在において、平成17年4月1日対比で1割程度削減することを目標とする。	
18	○男性職員の育児休業等取得率	
	第2期次世代育成特定事業主行動計画（平成22～26年度）に掲げる、ワークライフバランスを推進するための男性職員の育児休業等（育児参加休暇を含む。）の取得率。	
	平成26年度において、75%の取得率を目標とする。 （前期計画の目標値50%の1.5倍の増加）	
18	○職員1人当たりの年次休暇取得日数	
	第2期次世代育成特定事業主行動計画（平成22～26年度）に掲げる、職員1人当たりの年次休暇の取得日数。	
	平成26年度において、13.4日の取得を目標とする。 （前期計画と同様に基準年（平成20年度）から20%の増加）	
29	○建設改良積立金（電気事業）	
	将来の建設改良工事に備えるための各年度末における積立金額。	
	総合監視制御システムの更新、渡川発電所の水車発電機更新など、今後予想される資金需要に備えるため、平成26年度末に4,001百万円とすることを目標とする。	
29	○修繕準備引当金（電気事業）	
	災害や将来の大規模な修繕工事等に備えるための各年度末における引当金額。	
	災害や将来の大規模な修繕工事等への備えとして、平成26年度末に960百万円とすることを目標とする。	
29	○減債積立金（電気事業）	
	企業債の償還財源を確保するための各年度末における積立金額。	
	平成26年度末に2,491百万円とすることを目標とする。	

ページ	数値目標の項目名		
		目標項目の説明	
		目標値の考え方	
29	○一般会計への貸付金、貸付残高（電気事業）		
	一般会計への各年度における貸付金額及び貸付残高。		
	<p>一般会計に、貸付金（企業局未来創造貸付金等 平成23年度から平成26年度まで 毎年度6億円、合計24億円）を低利で貸し付け、平成26年度末の貸付残高を44億円とすることを目標とする。</p> <p>なお、貸付残高には、上記企業局未来創造貸付金等のほか、企業局「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」支援事業貸付金（平成22年度 20億円）、企業局地域振興貸付金（平成18年度から平成22年度まで 毎年度3億円）及び企業局「新みやざき創造」支援事業貸付金（平成19年度から平成22年度まで 毎年度3億円）を含んでいる。</p>		
29	○有利子負債額（工業用水道事業）		
	各年度末における有利子負債の残高。		
	平成26年度末の残高を51百万円（平成21年度末時点から67百万円削減）とすることを目標とする。		
29	○借入金償還積立金（工業用水道事業）		
	借入金の償還財源を確保するための各年度末における積立金額。		
	平成26年度末に385百万円とすることを目標とする。		
29	○修繕準備引当金（工業用水道事業）		
	災害や将来の大規模な修繕工事等に備えるための各年度末における引当金額。		
	災害や将来の大規模な修繕工事等への備えとして、平成26年度末に420百万円とすることを目標とする。		
30	○収支状況（病院事業）		
	病院事業全体及び各病院毎の単年度の純損益		
	平成25年度には、病院事業全体における収支均衡化を目標とする。		
31	○公社等の数		
	平成22年2月に策定した「新宮崎県公社等改革指針」（以下「新公社等改革指針」という。）において、改革の対象としている公社等の数。		
	平成21年度を基準として、平成25年度までに1割程度（5法人程度）の削減を目標とする（各年度4月1日時点）。		
31	○公社等への県職員派遣数		
	新公社等改革指針において改革の対象としている公社等の常勤役職員への県職員の派遣人数。		
	平成21年度を基準として、平成25年度までに1割程度（12人程度）の削減を目標とする（各年度4月1日時点）。		

ページ	数値目標の項目名		
		目標項目の説明	
		目標値の考え方	
3 1	○公社等への県財政支出額	<p>新公社等改革指針において改革の対象としている公社等に対する県の財政支出額。</p> <p>平成21年度を基準として、平成25年度までに20億円程度の削減を目標とする（各年度当初予算額）。</p>	
3 5	○知事と県民との意見交換会の実施回数	<p>知事が直接県民から意見を伺う意見交換会の開催回数。</p> <p>毎年度、10回程度の開催を目標とする。</p>	
3 5	○審議会等における公募委員の比率	<p>公募が可能な審議会等における各年度末時点の総委員数に占める公募委員数の割合。</p> <p>平成26年度末までに、10%とすることを目標とする。</p>	
3 5	○審議会等における女性委員の比率	<p>審議会等における各年度末時点の総委員数に占める女性委員数の割合。</p> <p>平成26年度末までに、50%とすることを目標とする。</p>	
3 6	○県事業における協働事業数	<p>各年度における多様な主体と協働して実施している事業のうち、委託、補助、共催、事業協力に該当するものの合計。</p> <p>平成26年度末において、135事業程度（毎年度10事業程度の増加）の実施を目標とする。</p>	
3 7	○ボランティア登録団体数	<p>各年度の6月1日において、市町村ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数の合計。</p> <p>平成26年度において、2,040団体程度（平成21年度から年50団体程度の増加）を目標とする。</p>	
3 9	○指定管理者制度導入施設数	<p>公の施設において指定管理者制度を導入している施設の数。</p> <p>平成26年度末において、100施設程度（現況値から20施設の増加）の導入を目標とする。</p>	

ページ	数値目標の項目名	
		目標項目の説明
		目標値の考え方
4 4	○県の行財政改革についての認知度	
	県が行財政改革に取り組んでいることについての県民の認知度。	
	平成22年度に初めて行った県民アンケートの結果では約65%であったが、一層積極的な情報発信を行うことにより、平成26年度において100%となることを目標とする。	
4 4	○県の行政機関における対応についての満足度	
	県の行政機関における対応（窓口や電話での対応など）についての県民の満足度。	
	平成22年度に初めて行った県民アンケートの結果では約61%であったが、今後職員の意識改革を図りながら、平成26年度において80%以上となることを目標とする。	
5 4	○不動産売払収入	
	未利用財産（不動産）の売払収入。	
	毎年度150百万円程度を目標として、処分予定価格の大きいものを計画的に処分する。	
5 5	○個人住民税の調定額における特別徴収の割合	
	個人住民税の調定額における特別徴収の割合。	
	平成26年度における個人住民税の調定額における特別徴収の割合を75%とする。（平成21年度の宮崎税務署管内の申告所得税額と源泉所得税額（給与所得）の割合、概ね2：8を参考とする。）	
5 7	○県庁の温室効果ガス排出量	
	県庁で使用する電気、燃料（ガソリン、軽油等）の使用量に基づき算出する温室効果ガスの排出量。	
	平成21年度を基準として、平成27年度までに11.7%の削減を目標とする。	

みやざき行財政改革プランの策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成22年 7月23日	第1回新たな行財政改革大綱の策定に係るワーキンググループ会議 ・新たな行財政改革の指針（以下「プラン」という。）の策定について協議
9月 2日	第2回ワーキンググループ会議 ・今後の課題の整理 ・「プラン」の基本的な構成について協議
9月30日	行財政改革に関する県民アンケート調査 （実施期間：9月30日～10月29日）
11月17日	第3回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査結果の報告等
12月22日	第4回ワーキンググループ会議 ・「プラン」素案について協議
平成23年 1月28日	第5回ワーキンググループ会議（書面照会） ・「プラン」素案の修正等の照会
2月 3日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」素案について協議
2月 9日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」素案について協議、決定
3月15日	素案に関するパブリック・コメント （実施期間：3月15日～4月14日）
3月18日	行財政改革懇談会 ・「プラン」素案について諮問
5月20日	第6回ワーキンググループ会議 ・「プラン」最終案について協議
5月25日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」最終案について協議
5月30日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」最終案について協議、決定
6月10日	6月定例県議会に「プラン」議案提案
6月29日	「プラン」の議決

宮崎県行財政改革推進本部設置要綱

平成7年2月6日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宮崎県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(行財政改革推進委員会)

第5条 本部は、行財政改革推進委員会（昭和63年9月13日設置）に具体的な調査研究を行わせるものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
本部長	知事	本部員	県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長
副本部長	副知事		
本部員	県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長		

行財政改革推進委員会設置要綱

昭和63年9月13日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革に関する諸問題を調査研究し、行財政改革の推進を図るため、行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 宮崎県行財政改革推進本部（平成7年2月6日設置）からの命による行財政改革の推進に関すること。
- (2) 事務事業の効率化、合理化に関すること。
- (3) 組織・機構の改善に関すること。
- (4) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員長は、第2条に掲げる事項を専門的立場から調査研究する必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
委 員 長	総務部長	委 員	県土整備部次長（総括） 会計管理局次長 企業局総務課長 病院局次長 教育庁教育次長（総括） 警察本部警務部長 人事委員会事務局総務課長 監査事務局監査第一課長 労働委員会事務局調整審査課長
副委員長	総務部次長（総務・職員担当）		
委 員	県民政策部次長（政策担当） 総務部次長（財務・市町村担当） 福祉保健部次長（福祉担当） 環境森林部次長（総括） 商工観光労働部次長 農政水産部次長（総括）		

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県の行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第3条関係）

氏名	職名
安楽 健一	公認会計士
宇野 みれ	有限会社ハラパン・メディアテック取締役
片野坂 千鶴子	NPO法人みやざき子ども文化センター代表理事
木村 邦子	延岡商工会議所常議員
久保 和華	宮崎公立大学准教授
黒木 健二	宮崎県市長会会長（日向市長）
椎葉 晃充	宮崎県町村会会長（椎葉村長）
曾山 喜美	（公募による選任）
高峰 由美	販売戦略コンサルタント
浜野 崇好	経済コラムニスト（前宮崎公立大学理事長）
眞嶋 一郎	宮崎産業経営大学教授
三好 正二	宮崎日日新聞社論説委員長
元浦 由博	（公募による選任）
柳本 明子	株式会社ウェブサイト代表
横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
吉田 陽子	宮崎県中小企業団体中央会レディース中央会会長

(五十音順)

みやざき行財政改革プラン

発行 宮崎県総務部行政経営課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話 0985-32-4473

FAX 0985-26-7638

E-mail gyoseikeiei@pref.miyazaki.lg.jp